

4.わが国における「永代供養墓」の誕生と展開

鈴木 岩弓

1. はじめに

終戦から76年が経過したわが国の墓制には、近年とみに大きな変化の波が打ち寄せている。不幸にしてイエの構成員の中から死者が出てしまった際にとられる対応は、少し前までの日本においては、葬儀・埋葬までは地域共同体が、以後の盆・彼岸の年中行事はイエの残された関係者が中心となってその任に当たり、一周忌・三回忌・十三回忌・三十三回忌など死後何年か毎の命日を目処に行われる法事は、イエの系譜の流れに繋がるイエの子孫が中心となって担うことが当然の義務と考えられてきた。

しかしそうしたイエの系譜を辿って伝えられてきた死者祭祀・先祖祭祀を行う義務の承継は、1947年5月3日の戦後民法の発布を契機としてその絶対性に揺らぎが生じ、そうした慣行に綻びが生じ始めることとなった。このことにより、戦前までは民法で制度として規定されていたイエに関する記載は姿を消し、以後、〈制度としてのイエ〉は公的場からはその姿を消したのであった¹。とはいえそうした制度上の変化が現実の人々の意識に反映されるにはタイムラグがあり、戦前までのイエ制度で育ってきた人々のもつ意識としてのイエは、その後も長年にわたり続いて来た。とはいえ終戦から三四半世紀が過ぎた昨今、戦後生まれ人口が84.5%を占める時代（2019年10月1日現在）にあって、そうした意識としてのイエも希薄化しながら衰退の一途を辿っている。戦前までの日本においては“当たり前”の義務と考えられていた、イエで生じた死者は原則的にイエの系譜の中で対応し、「子孫が先祖を祀る」慣行は崩壊し始めており、それまで代々承継されてきた墓の管理自体が立ち行かなくなっているのである。本稿では、そうした時代において、現在多くの人々の関心を集めている「永代供養墓」を取り上げ、現代日本の墓制の問題を考えることにしたい。

近年多くの人々が選択し、また仏教寺院を中心とした墓苑経営者によって各地に次々と設置されている「永代供養墓」は、全国において着実に普及しつつある。ちなみに「ググる」の表現でおなじみの、グーグルが提供する検索エンジン、「グーグル検索」でこの語を検索すると、約478万件もの多くのサイトへと行き着くことが明らかになる（2021年4月11日検索）。同じく、墓に関わる新たな動向として人々の関心を集めている「墓じまい」の語の検索数が約250万件であることと比較するなら、「永代供養墓」は、現在、インターネットを利用して生活している人々の中で、多くの関心を集めている新しい用語と考えてよいであろう。

そもそも「永代供養墓」の語が、三大新聞の記事の中に登場した最初は『讀賣新聞』で、1987年11月20日のこと。『お墓やぁーい！』（四）子供なくても永代供養」の記事で「比叡山延暦寺大霊園（滋賀県大津市）は、2年前から売り出した永代供養墓で、いま全国的に注目されている」とある²。『朝日新聞』の場合はその3年後の1990年7月16日、「家族の形変わりお墓はどうなる」の中で「日本でも後継ぎのない人たちのための『永代供養墓』が、最近わずかながらできてきた」とある³。また『毎日新聞』の場合は更に3年後の1993年2月14日、「死へのまなざし」の中で「独身女性たちは、墓の形式にとらわれず、親しい仲間たちと合同供養墓や永代供養墓を作った」とある⁴。各新聞によってその初出時期に3年、6年と差が出てきた原因について、残念ながらここでは明らかにし得ないが、留意すべきは、何れの記事も終戦から半世紀近く経つ1990年前後のことである点である。

筆者は、現代日本における死に対する態度の変化が開始された時期を示す“象徴的な契機”は、1985年12月に発売された立花隆の「脳死」論文が掲載された『中央公論』1986年新年号の発行ではないかと考えている。脳死問題というのは、それまで慣例的になされてきた心停止・呼吸停止・瞳孔散大による「三徴候の死」に対し、臓器移植を推進する中で注目されてきた「脳死」を人の死と認めるか否かという議論である。こうした「死」をめぐる判断を扱ったこの論文が総合雑誌に発表されたことで、一般の人々にとつ

てそれまで真理だと考えられてきた人の「死」が、実は真理などではなく、経験的にたまたま決めてきた文化現象であることが白日の下に引きずり出されたのである。

以後の日本では、それまで社会の裏面に奥深く隠されてきた「死」が、ゆっくりと時間をかけて社会の表面に次第に浮上してきた。私自身、専門を尋ねられた際に「死生学です」などと答えても、忌み嫌うような反応をされなくなってきたのも 1990 年代の半ばぐらいからであったように記憶しており、今では「死」や「葬儀」「墓」の文字のついた雑誌の特集号が当たり前に書店の新刊雑誌コーナーに並ぶようになっている。「永代供養墓」も、おそらくそうした時代の流れの結果として浮上してきた社会現象なのであろう。以下本稿においては、「永代供養墓」の語義を考えると共に、最小限の定義を試み、そうした定義に沿った形で出現してきた「永代供養墓」のあり方について、冠婚葬祭総合研究所からの研究助成資金の援助を受けて実施してきた筆者のこれまでの調査研究の成果をまとめることにしよう。

2. 「永代供養墓」の語

イエの衰退が顕著に現れるようになった世紀末には、それまでイエが担ってきた墓の管理に生じた綻びが次第に顕在化し、その代替を図るさまざまな選択肢の一つとして「永代供養墓」が注目され出してきたものと思われる。一般には、「永代供養墓」という新たなタイプの墓に先鞭を付けたのは、1985 年の比叡山延暦寺大霊園における「久遠墓」と言われ、1989 年の妙光寺「安穏廟」、すかも平和霊苑内の「もやいの碑」、1990 年の常寂光寺の「志縁廟」がその早い時期の事例とされることが多かった。各地におけるこうした新たな試みの影響下、「永代供養墓」は、現代のわが国墓制におけるトレンドとして広く社会に受け入れられている。

とは言え、一言で「永代供養墓」と言っても、その語の定義は不明瞭で、必ずしも共通理解が得られてはいないという批判が多々なされてきたことも事実である。そこで本章ではまず、現代社会における「永代供養墓」の語に対する理解を整理してその最少定義を考えることから始めたい。

2.1 『現代用語の基礎知識』にみる「永代供養墓」

現在進行形で進んでいる世相の微妙な変化の把握をするため、ここではまず、『現代用語の基礎知識』を手掛かりに見ていくことにしよう。『現代用語の基礎知識』は戦後間もなくの 1948 年に創刊されて以来、その時代時代のマスコミを賑わした用語が毎年加除されながら刊行されている。『広辞苑』などの辞書の多くは、一般に社会に定着したことが確認されたとされる用語のみが収録されることを原則とするのに対して、本書の場合は、まさに題名通り、その時々社会に受け入れられつつある段階のトレンド的な用語が収録されている。従って、こうした視点に立つことにより、社会のより先端部分の動向を反映しているものと見なすことが出来る。

『現代用語の基礎知識』に「永代供養墓」の項目が初めて登場したのは、2007 年版からである。この時の扱いは、「100 万人の生活スタイル事典 15 の用語集」という単発の特集記事を集めた用語集として組まれた、見開き 2 頁の「最近の『お葬式』の方法と用語」で挙げた 20 のキーワードの中に収録されている。おそらくこの時点では、本書の編者にとって葬送墓制に関する用語を、恒常的に扱うことの可否がまだ見えていなかったであろう。とはいえこの時以降、「永代供養墓」の語は本書に毎号収録されることになり、わが国葬送墓制のトレンドからは看過できないキーワードとなってきたことが明らかになる。執筆者は一貫して変わらず、葬送関係の専門雑誌『Sogi』の編集長を務めてきた碑文谷創である⁵。碑文谷は『Sogi』編集長を務めていた立場上、わが国の葬送墓制の最先端の動向を知り得る立場にいたため、そこでの記述内容については、わが国のその時点の最新情報が纏められていると解することができる。まずは、初登場の 2007 年版の記述では、以下のようにある。

墓が存続するには承継者が必要だが、承継者がいなくても存続する墓のことをいう。

共同墓形態が多い。仏教寺院により 1980 年代の後半から始まり普及。公営で承継者不要の墓は「合葬式墓地」という。 (『現代用語の基礎知識』2007 年版)

ここより「永代供養墓」の要点が、まず「承継者不要」にあることが明らかになる。そして「承継者不要の墓」であっても運営主体に従って区分し、寺院営のものを「永代供養墓」、公営のものを「合葬式墓地」と用語の使い分けがなされている。この指摘からするなら、「永代供養墓」の語の厳密な意味は、「仏教寺院が運営する承継者不要の墓」となるのであろう。

翌 2008 年版の「永代供養墓」は、「巻末特集」の「世の中ペディア」の中で次のように取り上げられる。

墓を存続させるには承継者が必要だが、承継者が不要の墓のことをいう。墓はこれまで家の祭祀であったが、個人の祭祀へと移行している象徴。共同墓形態が多い。

仏教寺院により 1980 年代の後半から始まり普及。現在では全国の約 500 寺院墓地にあると推定されている。公営が経営する承継者不要の墓を「合葬式墓地」という。

(『現代用語の基礎知識』2008 年版)

ここでは新たに、「墓はこれまで家の祭祀であったが、個人の祭祀へと移行している象徴」と「全国の約 500 寺院墓地にあると推定」が付加されている。このうち後者は、数年続いた後に削除される。「永代供養墓」の普及が急速であったため、その全国的な実数把握が困難であったことがその理由として推測される。

その後も記事内容に若干の変化が見られたが、2019 年版では以下のようにまとめられている。

承継者が不要の墓のこと。墓が家の祭祀から個人の祭祀へと移行している象徴。共同墓形態が多い。「合葬式墓地」(合葬墓)、合同墓、共同墓ともいう。血縁以外で将来を共にする者の生前交流(墓友)も話題に。(『現代用語の基礎知識』2019 年版)

分量からすると、この語が最初に登場した 2007 年版とほぼ同様に減少している。内容上の変化については「仏教寺院により 1980 年代の後半から始まり普及」が消えたことで、まず「永代供養墓」を規定する際の「仏教寺院」の限定がとれ、この形式の墓地を仏教独自のものとしてきたこれまでの理解は取り下げられることになった。また「1980 年代の後半から始まり」が消えたことで、「永代供養墓」の誕生時期が不問に付されることになった。かかる記載内容の経年変化は、時代に即して“現実”を読み取っていく執筆者の思索の結果生じたことであると解されるが、他方でこうした変化の背後には、用語が一人歩きして、社会の中で微妙な幅を持ちつつ受け容れられ定着し、変化している現実が示されているということもできよう。

なお、『現代用語の基礎知識』は平成から令和へと変わったことが契機となったものか、2020 年版からは「新創刊」と銘打たれ、「これまで 70 余年続けてきた大ボリューム版から装いを新たにしました」として、前年号の 1226 頁から 296 頁へと四分の一ほどの厚さ変わった。それに伴い前年号まで「永代供養墓」の解説がみられた「ジャンル別用語解説」の中の「葬送」の項目は姿を消し、2020 年版以降は「永代供養墓」に関する記載は見られなくなった。この語は社会に定着した、と理解されたと言うことであろうか。

本稿では、そうした状況にある「永代供養墓」という語が、如何なる理由で登場し、如何に考え出され、如何に定義され、如何に使用されてきたかと言う点を、用語整理する中から探り、「永代供養墓」の初期に遡ってそうした墓の意味について考えてみたい。

2.2 事典・辞典、雑誌等にもみる「永代供養墓」の語

「永代供養墓」の語を使用することで、人は如何なる意味をそこに込めているのであろうか。その点の解明を図る上で手掛かりとするのは、この間出版された事典や辞典、そして雑誌記事などに登場した「永代供養墓」の説明文である。以下に示すのは、筆者がこれまでに収集してきた「永代供養墓」に関する説明で、こうした事例の全てが網羅的に覆われているわけではないと言う限界のもとでの把握である。以下に、出版年の古いものから新しいものへ並べてみたが、ここには前述した『現代用語の基礎知識』の記述は載せてい

ない。

- ・子どもではなく寺や霊園に永代供養を頼んでいく永代供養墓
(井上治代『いま葬儀・お墓が変わる』三省堂、1993年)
- ・お墓の跡取りがなくても、家族に代わって「永代」(永久にわたって) 供養してくれるシステムのお墓のことです。
(長江曜子『21世紀のお墓はこう変わる』朝日ソノラマ、1998年)
- ・寺院などが永代にわたり供養することを約束して販売するもの〔墓：引用者補筆。以下同様〕。一区画ごとに墓石をたてるタイプや納骨堂タイプ、数人まとめて墓に入る合葬タイプなどがある。個別の墓は死後一定期間を経た後に合葬する。供養はお盆や彼岸など定期的に営むのが一般のようである。
(山本雅道「墓地・墓石をめぐる法律問題」『神葬祭総合大事典』雄山閣、2002年)
- ・複数の家族あるいは血縁関係にない人々が一つの墳墓あるいは納骨堂を共有している合葬墓の形態。……一九九〇年代になって少子化の影響もあり、家族による墓の承継が困難になってきたため、寺院・地方自治体・生協・老人ホームによって総墓形態の墳墓が建立されるようになった。これを永代供養墓と呼ぶ場合もあるが、その名称には疑義が寄せられている。(森謙二「総墓」『民俗小辞典 死と葬送』吉川弘文館、2005年)
- ・故人の縁故者に代わって、第三者がお墓の維持管理や供養をおこなうシステムだ。……合葬墓も「継承しない」という意味では、永代供養墓の一種であるため、「永代供養墓＝合葬墓」と考えている人がとても多い。しかし、この本では、「子孫に代わって墓地経営者が供養や管理をしてくれる」という観点から永代供養墓をとらえ、合葬墓については、「血縁を超えた大勢で入る新しい形式のお墓」とし、両者をあえて別のものとして整理した。……「永代供養墓」といっても、お墓に遺骨を永代に埋蔵するのではなく、一定の年月が経過すれば、どこか別の場所に遺骨を移して合葬されることが多い。つまり永代供養墓は、「お墓の永続性」ではなく、「供養の永続性」を保証していることになる。……一般的に、お寺が経営する永代供養墓を買った人は、檀家になる必要はない。
(小谷みどり『変わるお葬式、消えるお墓【新版】』岩波書店、2006年)
- ・永代供養墓とは、後継ぎの有無に関係なく、永代にわたる供養と管理を生前に予約しておくお墓のことです。(藤井正雄・八木澤壯一監『日本葬送文化大事典』四季社、2007年)
- ・「永代供養墓」のメリットはまさに後に憂いを残さない点である。生前に契約することで、供養の費用まであらかじめ自分で負担しておくことができるため、無縁になるという不安感を取り除くことができる。……墓が結ぶ新たな縁がある。
(『週刊ダイヤモンド』第96巻2号、2008年)
- ・子々孫々の継承を前提としないもの〔墓〕で、子孫に代わって墓地経営者が供養や管理をする〔墓〕。血縁を超えた人とお墓
(小谷みどり「夫婦墓・個人墓」『プレジデント50+』46-14、プレジデント社、2008年)
- ・永代供養墓とは子供が継承する必要がない墓のこと。従来の墓は大家族単位で建立し、親が亡くなれば次の家長が継承していくというまさに家制度の上に成り立っている。ところが核家族化が進んで家制度が崩壊しつつあり、従来の墓は無用どころか邪魔なものと感じる人も出てきた。だから永代供養墓がもてはやされる。
(『週刊ダイヤモンド』第97巻4号、2009年)
- ・永代供養墓は後継者が要らない墓だけに、将来の檀家減少は必至だ。
(『週刊ダイヤモンド』第97巻4号、2009年)
- ・寺院が永代にわたって供養と遺骨管理をする永代供養墓が登場したのは、1980年代後半のこと。「跡継ぎのいない墓」として注目を集める。
(『週刊東洋経済』第6256号、2010年)
- ・他の人と一緒に墓に入って供養してもらおう永代供養墓
(『週刊ダイヤモンド』第99巻8号、2011年)
- ・永代供養墓・納骨堂というのは、このように自分の家の墓守りができなくなった人のために、お寺が永代に渡って供養を引き受けてくれるというものです。

- (中外日報社編『エンディングへの備え-新しい仏事-』、中外日報社、2013年)
- ・永代供養墓は承継者の有無を問われず、跡取りがない人も生前に契約できる。また供養も寺や霊園の管理者が行ってくれる。 (『週刊東洋経済』第6492号、2013年)
 - ・墓地経営者が無期限で墓の供養と管理を行う [墓]。
(問芝志保「墓制度」 蓑輪顕量編『事典 日本の仏教』吉川弘文館、2014年)
 - ・お寺がその「永続性」をもとに家や家族に代わって、一人ひとりの供養・弔いと管理をし続けてくれるお墓。 (小原崇裕『安心できる永代供養墓の選び方』草思社、2014年)
 - ・人生の重みを知り、死者の尊厳を保ち、死後の供養、安寧を保証した新しいお墓の形……承継者の有無に関係なく、寺院や霊園が永代にわたる供養・管理を約束するお墓のことで、生前にも申し込みができるというもの。
(霊園ガイド編集部編『永代供養墓の本』増補改訂六版、六月書房、2015年)
 - ・子々孫々による継承を前提とせず、主に寺や霊園が子孫に代わって供養する墓。本人の生前申し込みを前提とする寺も多い。個人、家族、血縁を超えた複数人での納骨などさまざまな形態がある。
(『終活読本 ソナエ』Vol.9、産経新聞出版、2015年)
 - ・寺などの運営管理者が家族に代わり供養と墓の管理を行う「永代供養墓」
(『週刊東洋経済』6609号、2015年)
 - ・家墓に対して、不特定多数の遺骨を同じ空間に安置し、一族で承継していかないタイプの墓。
(『日経おとなのOFF』No.183、日経BP社、2016年)
 - ・永代供養墓、永代供養納骨堂、合祀墓、集合墓、合葬墓、共同墓、夫婦墓、個人墓……。挙げればきりがなが、本書ではこれら全てを「永代供養墓」と定義することにした。
(鶴飼秀徳『無葬社会 彷徨う遺体変わる仏教』日経BP社、2016年)
 - ・子々孫々による継承を前提とせず、寺が供養するタイプの墓。最初から他人と一緒にの墓や納骨堂に合葬(合祀・集合・合同)される形式や、十三回忌、三十三回忌、といった区切りまでは個々に安置され、その後合祀されるなど、さまざまなケースがある。個々に安置される期間を「永久」としているところもあるが、多くは期間を区切っている。「永代」という意味をめぐってトラブルが起きることもある。
(「お墓の引っ越し用語集」『終活読本 ソナエ』2017年冬号、産経新聞社、2017年)
 - ・お寺や自治体が永代にわたって供養や管理をしてくれるお墓だ。お墓の形や納骨方法の違いではなく、供養・管理を永代にわたって行ってくれるという意味で付けられた名称だ。
(『お墓とお寺のイロハ』週刊東洋経済 e ビジネス新書 No.324、:『週刊東洋経済』2019年8月10日・17日合併号より抜粋、加筆修正)

以上より、本節に収録した「永代供養墓」の説明で謳われてきたポイントは「子々孫々の墓の継承が不要」と言う点で、従来までは承継者の義務であった「墓の管理や供養」を「寺などの墓地運営者が行う」点にある。前述のように、前世紀末頃までは墓の承継はイエの子孫の義務であって、これが滞ると墓の管理運営が不能となり、無縁墓が誕生することになった。顧みる人のない無縁墓が生じることは死後の不祀を意味し、イエの系譜に連なる先祖にとっても承継者にとっても、極力忌避すべき重大事であった。しかし、かかる価値観が希薄になりイエ亡き時代を迎えつつある現代は、他方で超高齢多死社会を迎えており、死者の扱いの過渡期を迎えている。そうした時代に誕生した方策の1つが、従来子孫の果たしてきた墓の承継を、イエの系譜と切り離れた「永代供養墓」により代替しようとする考えであった。これが「子々孫々の継承を前提とせず」「承継者の有無を問われず」「後継者が要らない」「家族に代わり」などの表現になっているのであろう。

ならば、従来まで子孫が担ってきた役割を代行するのは、具体的に誰なのであろう。この点に関する記述は、「墓地経営者」という抽象的で広い概念でまとめる場合と、もっと具体的に「寺院」と限定的に説明している場合の2種見られる。墓地は一般に「私有墓地」と「公有墓地」に二分され、前者はさらに「法人営墓地」と「個人有墓地」に、後者は「公営墓地」と「部落有墓地」に分けて考えることが出来る。この中で、墓の承継を子孫に代わって行う運営主体として機能し得るのは、地方自治体による「公営墓地」と「法人営墓

地」の中の「宗教法人営墓地」「公益法人営墓地」である。このうちの「宗教法人営墓地」の多くは、寺院営墓地のことを指すこととなる。

とはいえ本節で見てきた「永代供養墓」の説明文の多くは、寺院については明記しているが、実際に散見されるそれ以外の行政や公益財団法人営のケースに触れることは少ない。その理由はおそらく、「永代供養墓」が近年作られた合成語だという点に帰せられよう。実際、2018年に刊行された最新版の『広辞苑』第七版には、「永代供養墓」の項目は見当たらないが、類似した「永代供養」の語は収録されている。それによると「永代供養」とは「永代経に同じ」とあり、さらに「永代経」の項目を見ると、「故人の供養のため、毎年の忌日や彼岸などに寺院で永久に行う読経。永代読経。永代供養。祠堂経」とある。「永代供養」の語は、近世には既に「寺で金銭の布施を受けて、故人の冥福のため、忌日や彼岸などに永久に継続して供養すること」⁶と言う意味で使われていた。つまりこの語は「故人の冥福」のために僧侶が「永久に供養する」行為を指してはいたが、対象となる墓を意味してはいなかったのである。しかし戦後民法からイエの記述が消えた今、イエ墓の維持が困難になってきた打開策として登場した「永代供養墓」の語を、人々はく永代に供養してもらえる墓と期待を込めつつ大掴みに理解するようになったのであろう。「永代供養」という用語自体が仏教に関係した用語であるゆえに、「永代供養墓」についても永代供養をするための墓として、仏教に関連した施設と考えることは自然な成り行きと思われる。そうした流れの中で、「永代供養墓」の語が寺院をその運営主体とする墓と考えられるようになってきたことは、社会においては違和感なく理解されているのであろう。

しかし上述の如く、墓地の運営主体の中には宗教法人としての寺院のみならず、行政や公益財団によるものがあり、実際にそうした運営主体による「永代供養墓」も数多く見られる現実がある。そのように考えると、「永代供養墓」の運営主体を仏教寺院に限定する定義を立てることは、現実にはそぐわない時代に入っているのであろう。こうした現実があることは、『現代用語の基礎知識』における碑文谷による「永代供養墓」の説明の中から、「仏教寺院」の限定が消えていったこととも符合しているものと思われる。

そうした緩い変化のもと、名前先行で普及しだした「永代供養墓」は、波線の指摘にあるように、同一名称にも関わらず、その内実はさまざまに展開している。たとえば「永代」の語の意味一つ取っても、一旦お金を払ったら未来永劫墓使用の権利が続くとする場合がある一方、毎年管理費の支払いが求められるケースも多く、滞納すると墓の使用権が消滅して無縁墓として処理される場合もある。この場合の「永代」の意味は、「管理費納入期間内のみ」に限定されているのである。また理解の違いは他にも、焼骨の納め方や墓の形態、合葬の有無、墓を巡る組織の有無など、その運営や供養のあり方などにも多様性が見られる。ある意味、当初く永代供養を行う対象の墓とという緩い理解が共有されたが故に、その言葉が一人歩きし、運営者それぞれの解釈のもとに「永代供養墓」の意味が拡散して社会に定着している現実が示されているものと言える。

以上、これまでの説明を勘案し、本稿では「永代供養墓」の最小定義として「墓地経営者の責任のもと、その管理と『死者』弔いの永続性が担保された墓」を立て、く墓の管理の永続性くく死者の弔いの永続性くが共に担保されることをこの語が成立する条件と考え、これからの話を進めることにしよう。

3. 「永代供養墓」前史

そもそも「永代供養墓」の語の初出を明確にすることは困難であるが、前章に示した著作の中からは1993年にこの語が出てくることが明らかになった。またこれまでの研究書の中に出てくる用語説明の中からは、1985年開設の比叡山延暦寺大霊園の久遠墓が「永代供養墓」の最初の例として理解されることが一般的である⁷。しかし、前章末に挙げた「永代供養墓」の定義、「墓地経営者の責任のもと、その管理と『死者』弔いの永続性が担保された墓」に合致する例、つまりく墓の管理の永続性くく死者の弔いの永続性くが共に担保される墓は、はるかそれ以前から既に登場していたものと思われる。本章においては、ここでの定義に合致すると判断される「永代供養墓」の事例を、通説となっている比叡山延暦寺大霊園開設以前に探ってみることにしたい。

3.1 大屋納骨堂

これまで述べた「永代供養墓」の定義に当てはまる、近世から続く事例として、石川県珠洲市三崎町大屋地区、地区の東のナガホシバ（長干場）と呼ばれる小高い林の中にある「大屋納骨堂」を見ることにしよう<写真 1>。堂の外壁の木札に書かれた「大屋納骨堂由来」には、以下のような簡略な記述がその歴史を伝えている。

共同墓の歴史は古く 1836(天保 7)年にまでさかのぼる。飢饉で村を離れる住民が後を絶たなかったことから無縁の墓が増えることを心配した米田喜兵衛翁の下で村人が墓を 1ヶ所に合祀して全村民によって回向供養される共同墓にしたと言われる。

この納骨堂は、1930 年撮影の写真では深さ一丈で九尺四方の石壁で囲まれた穴を人の背丈ほどの高さの二間四方の切妻の屋根で覆った施設であったが、1984 年には、前幅三間奥行三間半の入母屋造りの堂に建て替えられており、さらに近年改修されて現在に至っている⁸。この施設は「骨堂」と呼ばれており、堂内正面には「無量寿」の額が掛かり、中に設けられた穴の中に、地区で出た死者の焼骨がこの穴に納められている。その意味で地区の共同墓なのであるが、納骨堂の前には戦死者の法名なども併せ書かれた「南無阿弥陀仏」の碑などが 5 基立つ。その多くは個人の供養墓と思われる、戦死者が 2 基あるところから、特別の死者に対する対応と思われる。なお石塔のうちの 1 基は、納骨堂設置を牽引した米田喜兵衛翁が 1836 年（天保 7 年）に寄進した「南無阿弥陀仏」の石碑である。

1930 年 8 月 15 日の『北國新聞』では、米田翁の「永代供養墓」構想について特集した記事を掲載したが、その記事を見た細野雲外は、現地に書状を送って更なる資料を収集し、後述する『不滅の墳墓』においてその実態をまとめている⁹。

それによると文化文政の頃、篤志家であった知家久兵衛が便を図って真宗大谷派の巖徳寺を地区内に移すなど、大屋の地区の生活改善のためにいろいろと尽くし、さらに隣郷の六区をまとめて一大組織として共同発展を計画したところ、嫉妬した反対派に奸計を巡らされ家族諸共処刑されるという事件が起こった。結果、地域に見切りを付けて離村者が増加したことを打開し地区を一つにまとめようとうとう立ち上がったのが、米田喜兵衛であった。とりわけ、離村によって無縁墓が増加していくことに心を痛めた翁は、管理・吊いの永続性が担保されるべく「唯一箇の墳墓を築いて過去現在未来に亘り大屋部落民全部の遺骨を納め代々の子孫相継承して永久にその霊を守護せん」と共同納骨堂建立を決意したとされる。これに対して「他人の墓と一緒にすることご先祖様に申訳ない」といった反対の声も上がったが、1836 年の 8 月 15 日、興廃した墓地に墓参りに来た人々が、無縁の墓石に大きな蝮が何匹もまとわりつくのを見て騒ぐのを見た米田翁は、墓の世話をしない罰当たりな状況解消の意味からも、一つの墳墓に村民代々の遺骨を合葬する共同納骨堂を作り永久に滅びぬ墳墓とすることを再度説き、以後人々の賛同を得て地区内に点在する旧墓内の遺骨を収集し、土葬遺骸を茶毘に付して集め、一村一基の共同納骨堂を構築したのである。

このような墓は、森謙二の指摘する総墓の一形態と考えることも可能と思われるが、地域で一つの墓を造ることで、<墓の管理の永続性>と<死者の吊いの永続性>が担保されることから、「永代供養墓」のかなり早い時期の事例ということが出来よう。



<写真 1>大屋共同納骨堂
(石川県珠洲市)



<写真 2>百霊廟
(新潟県糸魚川市)

3.2 百霊廟

現在、新潟県糸魚川市押上児童公園内に入ると正面に、形の整った石を積み重ねた台座の上の自然石に百霊廟と書かれた石碑が立っている<写真2>。この百霊廟は、押上地区の人々にとっての共同の墓である。この墓の来歴を示す記述として、この石碑の台座正面にはめ込まれているプレートには、以下のように記されている。

百霊廟は押上ニズムの具象化 中村美樹翁十年の主唱が百三戸の全区民を動かし
力行月余 大正五年十二月二十五日完成したるものなり 改葬遺骸凡そ三千人
左の通り執行すべきものとす

毎盂蘭盆 廟前会
每十年同 十年会

昭和四年八月十六日 中村翁追悼に際し記して後に伝う

ここに書かれているように、百霊廟は、糸魚川町長や県議員を務めた中村美樹（1854～1928）の唱えたアイデアが地域に受け容れられて実現した、地域で維持管理されてきた「永代供養墓」である。中村翁が100戸ほどで構成されていた地区の墓を一つにまとめるとするアイデアを実行するに至った契機は、大屋の事例と同様、絶家や転居することによって生まれる無縁墓に対する想いであったという。盆が来ても花も手向けられず、雑草に覆われたままの墓石を見るのは忍びないことであり、またそうした墓が地区内に点在することは畑地の少ない地区にとり土地の有効利用からも再考すべきと考えたのである。それに対する反対の声は、当時既に個別に石塔を建てていた人々から強くあったというが、明治末期からの鉄道建設で使う砂の採掘に従来までの墓地が対象となったことから、1915年よりそれまでの墓の整理が開始された。

従来の墓地で、既に使われていた墓石は文字が見えないように組み合わせ、幅二間、奥行九尺、深さ一丈の墓穴の壁面や、廟の台座などに使ったといわれる。こうした墓石の扱いの背後には、百霊廟全体にもいえることであるが、「死後は平等」といった意識が強く働いていたものと解せられる。一番上の「百霊廟」と記された自然石も、元は墓地にあった「南無阿弥陀仏」の石碑で、この表面を削って百霊廟の文字を刻んだものという。この石の裏面には、「供養 戦没者芳名 押上霊廟修復委員会
昭和五十七年八月十五日」の下に、戦没者の名前が上段16名、下段15名で記されたプレートがはめ込まれている。またその石の上方には小さく「大正六年二月建立 押上青年会」と書かれている。

百霊廟の管理運営は、1982年まで押上区で行い、盆の供養は区からの出費で賄ってきた。また10年ごとに、この墓に入っている人々と関連する全ての寺院を招いての「年祭」も同じく区の費用で行っていた。とはいえ時代と共に、人の移動が顕著になってきたことから、この年「霊廟会」という百霊廟の維持組織を発足させ、この会の加入者によって運営されるように管理運営組織が変更されることとなった。これを契機として、地区住民以外の正式な埋葬は認められていなかった籬が外れることとなり、区外へ移住した人の使用も認められることとなっている。そうした流れの中で、2015年には建立百周年を祝う催しも営まれた。地域に閉じられた組織から、地域を超えた形に展開している形態として、今後の「永代供養墓」のあり方を見ていく上で、こうした例は参考になるものと思われる。

3.3 田中智學の妙宗大霊廟

ここからは少し時代が下って、昭和初期の「永代供養墓」構想を扱う。最初に扱うのは現代も継続している、国柱会の妙宗大霊廟の事例であるが、これに続く細野雲外の「不滅の墳墓」は、実は現存するものではなく、あくまで構想として出されたものである。とは言え、これらの構想の根幹には、これまで見てきた大屋納骨堂や百霊廟とも重なる想いがあることが浮上してくる。以下ではそうした想いを、文献資料の中から探っていくことにしたい。

3.3.1 国柱会

国柱会とは、田中智學（1861～1939）が始めた、日蓮宗系の在家教団である¹⁰。幼くして

両親と死別した智學は、10歳にして現在東京都江戸川区一之江にある日蓮宗の妙覚寺で得度した。その後日蓮宗大教院（現在の立正大学）に入って学ぼうと、大教院の学風ともなる「摂受主義」が、衆生を仏法に導く際に心を寛大にして穏やかに説得するものの、これが果たして日蓮聖人の教えに照らして正しいものかとの疑問をもつに至り、1877年より妙覚寺に帰り、日蓮遺文の拝読に専念する独学研鑽の道に入った¹¹。結果、宗祖の〈折伏立行〉こそが末法時代の基本原則であると理解するに至り、『法華経』の真理によって日本の国体を開顕することを目指し、還俗して在家仏教の立場に立った日蓮主義を宣揚した。1880年には同志を集めて横浜で「蓮華会」を創設し、宗義宣揚の活動を開始した。また1884年には拠点を東京に移して「立正安国会」と改称し、1914年には門下の各信仰団体を統合組織化して「国柱会」を創立することで活発な国民教化運動を展開した。かかる活動の中、法華経を通じて理想世界を実現するという智學の思想は近代日本の各界から賛同を呼び、坪内逍遙・高山樗牛・北原白秋・宮沢賢治・中里介山などの文学者、東京帝国大学宗教学の初代教授姉崎正治、軍事思想家の陸軍軍人石原莞爾、そして横山大観や三遊亭圓生など多方面の文化人に影響を与えた。戦前の日本で国家主義のスローガンとして多用された「八紘一宇」は智學の造語とされ、またこの語を最初に標榜したのは国柱会であることから、戦前の右翼思想に影響を与えた教団とも考えられている。

3.3.2 「妙宗大霊廟」構想

現在では、宗教教団が信者対象の墓地を造成し、信者に限ってその利用を認めている例は珍しくはない。国柱会では、早くより教団専用の墓地を求める関心は高く、前身であった「立正安国会」時代（1884～1914）、東京市の染井墓地（現在の都立染井霊園）の一角を会員共同で確保し、それを分割して各会員の墓として使用していた歴史をもつ。当時は合葬形式ではなかったが、それが現代の「永代供養墓」にも通じる合葬形式をとった一塔合安式妙宗大霊廟へと結実した背後には、田中智學の墓に対する思想展開がある。それは、なぜ墓を造るかという倫理問題で、まずは以下のようにまとめられる（下線は引用者、以下同様）¹²。

人間は、生まれることも大事である如く、死ぬ事も亦大事である。生命は過去から現在を経て未来に亘り、永劫に亘って不滅なるが故に、其意義を有し、其の真価値を發揮する、死の靈化は即ち生の不滅化である。

死の靈化を行い、死を意義化するためには、「人間最高の倫理たる恩の觀念に基いて、父母を祀り先人を祀り、更に夫妻兄弟同族有朋の間に及ぶ死者の追慕尊崇の情操を深め且つ淨むること」が必要で、そうした恩の觀念の發現の場として、墓所の重要性が強調されたのである。その前提には、当時の墓のあり方に対する仏教者としての批判の眼があった。

一体人間が生れて来るのは別々に生れて来るのだけれども、それが死んでの後までも矢張り別々になって居るといふことは、実は理屈に合はない。……信を同じうするとか、誓を同じうするとか、事業を同じうするとかいふものの上では、筋が違って居る。そこで別々に老いても、一つ穴に入るといふのでなければならぬ。
さういふ心の誓いがなければ、本当の異体同心といふことは実現して来ない¹³。

「異体同心」とは、「生前の貧富、身分の差や国籍の別など一切差別なく、みんな平等に、すべての遺骨が一体となってまつられる、自他一体」¹⁴を意味する。つまり智學は、従来までの個人墓に彫られた文字からは、現世の人間関係が死後も継続されることを問題視する。これでは「人はみな仏子として差別なく平等」と、万人の平等を説いてきた仏の教えに違うことになるというのである。そこで智學は、「生前に仮に称して居った名前といふものは、終焉と共に責任を果たしてしまった」とし、法から生まれた人間は死後に法に還るわけだから、死後の名前は法界の大元を示す「南無妙法蓮華経が自分の本当の名である」とし、「南無妙法蓮華経」と書かれた塔の元に合葬する一塔合安の妙宗大霊廟を作ることとしたのである¹⁵。この墓は、智學自身が「自らの宗教活動の卒業論文」と例えたことにも表れているように、仏の教えに沿って現実の墓問題を解消すべく到達した、地上唯一の、もっとも宗教的で合理的な墓と位置づけるのである。

3.3.3 「一塔合安」の公許

「妙宗大霊廟」の語が『国柱会百年史』において見られる最初は、この団体が「立正安国会」を名乗っていた当時の1907年である。この年の5月12日、日蓮聖人伊豆法難のご聖日に、鎌倉の要山に興学研鑽の専門機関として設置していた師子王文庫の宝殿落慶



<写真3>妙宗大霊廟へ納鎮のための行列 (2018.7.15)

式があり、正境御本尊の遷座式が挙行された。その際に「園内要山の中腹旭ヶ岡に妙宗大霊廟建設のための地鎮祭が行われた」という記載がある¹⁶。とはいえこの時の遺骨納鎮施設建設の動きは、陽の目を見ないままに終わった。その理由を同書は、「運動の急激な進展にともない、ついに具体化をみぬままに了ったが、やはり時が熟さなかったゆえと思われる」と記す。その後1910年に会の本部は三保に移り、1916年になると、8月11日の夏期講習会で智學が「妙宗大霊廟の建設について」の題目で「一塔合安」の理念を講じ、霊廟地鎮式を挙行した。しかしこの時の計画も、国の築港計画によりその土地から移転を余儀なくされ、これも実現しなかった。そうして会の悲願が実現されたのが、1928年に完成した妙宗大霊廟なのである。

妙宗大霊廟が、現在国柱会が本部を置く東京都江戸川区一之江に作られることとなった直接の契機は、1926年、智學が得度発心をした妙覚寺の隣に永代借地を求め、そこに自分の墓を立てる計画を立てたことにあった。おそらくこの時点では、智學は自身の墓と妙宗大霊廟とを関連づけていなかったものと思われる¹⁷。しかしその20年ほど前より、国柱会では会員のための妙宗大霊廟建造計画が進んでいた。そこで智學の造墓計画を知った会員からは智學と共に入る合葬墓を期待する声が強くなり、これを智學も認めて実現したのが現在の妙宗大霊廟である。言い換えるなら、「妙宗大霊廟は先生のお墓であると同時に、門人同志同行すべての人々が、あらゆる差別を超越して、先生と共に眠る、みんなのお墓である。それは法華教の異体同心の教えを具体化したお墓」なのである¹⁸。

妙宗大霊廟の建設は1926年の春から始まり、7月に起工した。形が『法華経』の「十界成仏」を表すこの霊廟は、田中智學の意匠設計に基づき、会員の建築士・画家・鑄造職人などの総力を集め、2年ほどかけて完成した一大造営事業であった。湿地帯での人力中心の工事は技術的な問題も多々あったが、それにも増して、墓制上の法律問題が壁であった。

一番の問題は、妙宗大霊廟の最大の特徴ともなる「一塔合安」である。つまり「一塔合安」を実現するためには「異体同心」「自他一体」、あるいは別々に老いても一つ穴に入る「別老同穴」といった状況を実現する必要があり、そのため「此の廟塔は、一つの大きい

霊甕を造って、其の中に入る¹⁹⁾」ことが特徴となる。霊甕、いわゆるカロート、それも巨大なカロートの中に会員の遺骨をまとめて葬る計画は、従来までの骨は個別に壺や箱に納め、複数の人の骨を混淆しないという当時の慣行に反するものであった。それが故に、申請書を提出した東京府と警視庁からはなかなか許可が下りなかった。この経緯につき妙宗大霊廟創建 70 周年を記念して刊行された『妙宗大霊廟』では、講演する智學の写真と共に、以下の記述を載せている。

「一塔合安」と言うことが、再度の出願にもかかわらず、古今東西に類例のない祭祀法なので、官辺で思案にあぐねて容易に許可が下りず、徒に折衝を重ねること一年余り、先生は文部省にたいし、不合理な墓の問題を根本的に解決するという、大きな宗教問題、倫理問題、国家問題に関することを切論されて、ついに「合納専用」という四字を官自体が案出して公許するに至った。これは国家の法規が、公に一塔合安異体同心の形現を公認したことで、ここにお墓の類例のない一塔合安が、日本で初めて確立された²⁰⁾。

文部省を説得するため、智學は「一塔合安」の必要性を、その当時の墓問題の解決策として提示した。その際、遺骨を個人単位の墓に入れるのではなく、巨大カロートに個人の別なくまとめて納める、今でいう合葬墓の有効性が語られたものと思われる。それはまず、墓石に現世の俗名が刻まれないことで現世の差別が死後も継続することを防ぐ、「人はみな仏子として差別なく平等」という先述した仏の教えに則った宗教問題があった。また従来型の墓であると、恩の觀念の発現の場としての墓が無縁墓のように不祀となる可能性を危惧する倫理問題からの観点があった²¹⁾。さらに 1928 年 4 月 13 日の『天業民報』で指摘されるように、死者が一人一坪の墓地を占有すると、日本全国で毎年 120 万坪以上の土地が墓地に転用される点を指摘し、国土の有効活用といった視点からは、従来までの墓制がわが国における国家問題となっていることを示したのである。この説得が功を奏し、文部省から東京府と警視庁に対し適正指導をするよう依頼があり、数日後に警視庁から「一塔合安納骨堂の件許可す」という認可書がおりたという。

従来までの家族単位の墓の代替として「一塔合安」が登場したことから、智學の働きかけは、一見寺檀制度の陋習を廃し、家族主義の打破を目指したように解されるかもしれない。しかし現実はそのではなく、墓のもつ永続性担保のため、家族を超えた宗教教団である国柱会が、家族の脆弱性を補完しつつその精神を尊重する立場であった²²⁾。それが故に、最終的には「国柱会員を一族とみなして」²³⁾許可されたのだという。墓の継承を家族単位から同信者集団へと拡張していくこの仕組みは、更に広げれば「必ずしも同一信仰といはず、同一町村、同一郡区等にも²⁴⁾」拡充が可能である。智學の玄孫で 5 代目賽主（会長）の田中壯谷は、そうした広がり以下のように説明する。

先祖の霊をお祀りする場合には、誰しも、縁故のふかい者だけを手厚くしたいと言う気持ちになるのが通例ですが、この霊廟に結縁されますと、自分の先祖の霊位にお詣りしているつもりでも、おのずから納鎮の全霊位にむかって、自他一体の法味を捧げていることになります。そして子々孫々に志を継ぐものによって、この世がある限り、その祀りは絶える事がないのであります。縦に永久につながると同時に、横に無尽の広さに涉って、その祭祀が持続普及することでありましょう²⁵⁾。

その意味で、妙宗大霊廟に葬られれば、無縁となる可能性は生じないのである。

妙宗大霊廟は 1928 年 4 月 15 日に落慶式を行った。2 日前の 13 日からは 3 日間に及ぶ落慶式典が催され、初日には霊廟開眼のための御本尊渡御が行われた。200 名余の式服に威儀を正した式衆による式典大行列が、上野公園・神田明神下・日本橋など東京市中を練り歩き、隅田川を船行列して一之江へと向かった。また 15 日には東京市長以下来賓、一般参列者 5,000 人が参集して落慶式が挙行された。

3.3.4 「永代供養墓」としての妙宗大霊廟

落慶式の前日の 1928 年 4 月 14 日、妙宗大霊廟では会員や地元の有志に対し、霊廟の公開拝観を行った。『妙宗大霊廟』には、智學はじめ多くの会員が、百万人の遺骨が納められ

る巨大な霊窖の中に入って撮った記念写真が掲載されている。翌日の霊廟落慶式以後、そこは生者が永久に入ることが許されない神聖な空間となっている。

妙宗大霊廟に遺骨などを納めることを、国柱会では「納鎮」と表現する。現在国柱会で行う納鎮には、4種ある。全骨・分骨に限らず遺骨を納める「遺骨納鎮」、遺骨がない場合に遺髪・遺爪などを遺骨同様に扱う「遺形納鎮」、遺族に限らず知人の結縁のために法名や俗名を浄書して納める「霊名納鎮」、そして信仰に徹し安心決定して、自分の俗名や法号を納める「寿塔単納鎮」である²⁶。こうした霊廟納鎮をすると、「国柱会霊廟清規」の11項にあるように、正式登録の霊簿3冊にそれぞれ「法号・世称及別号雅号・行年・族籍・生誕地及び終焉地・職業及技能・学歴又ハ官歴・生涯ニ於ケル特筆シテ伝フベキ事項」の詳細を記入し、本部・監督局・廟地に分置されることになっている。分置していたおかげで、戦災により国柱会本部大講堂が灰燼に帰したにもかかわらず、霊簿の再生が可能となったといわれる。以上より明らかなように、妙宗大霊廟においては、ひとたび納鎮されれば、遺骨などが納められた霊廟の管理は国柱会が責任をもって行われており、〈墓の管理の永続性〉は確実に担保されているのである。

納鎮は、原則として毎月第3日曜日の例月供養会や春秋彼岸会・お盆の大法要に行われる。1983年12月末現在、遺骨遺形の納鎮は8,537霊、霊名納鎮は16,056霊、寿塔単納鎮は398位である²⁷。機関誌の『真世界』には毎号遺骨納鎮された霊位が記載されており、2018年11月から翌年5月までの7カ月には9回納鎮があり、48霊の納鎮がなされた。



＜写真4＞「知壇」と呼ばれる式衆による宝塔への納骨（2018.7.15）

妙宗大霊廟への納鎮する資格には二種あり、「信行員」と呼ばれる国柱会会員と、信行員が納主となるその家族の他、霊廟の趣旨に賛同するなら会員外、他宗の人でも「霊廟会員」となることで結縁の門戸が開かれている。納鎮経費は国柱会員と霊廟会員で異なるが、一旦入会金と納鎮費用を納めれば、以後の基本的な供養に関わる経費は全て含まれている。

礼拝修行としては、毎朝7時開式の朝拝、午前11時半の「正中法座」、午後6時の夕拝がある。正中法座は報恩・国禱・回向の三つの祈願からなるが、このうち特に回向においては、法界の万霊が法味をうけて成仏すること、妙宗大霊廟に納鎮された諸霊位の菩提が増進することが祈られる。また霊廟前には唱題供養を行うための常勤台が左右に設けられており、そこにおき毎日、朝から晩まで一座30分で30法座の常勤法座を行うことを理想とする国柱会本部常勤法座制が1930年11月に田中智學によって定められた。現在では本部教職員他有志が、随時常勤法座を勤めている。イエの系譜に関わる子孫が絶えても、会

員の誰かが供養することで無縁墓となる心配が避けられるシステムが作られていると言うのである。以上のように、妙宗大霊廟においては、先の〈墓の管理の永続性〉に加えて〈死者の弔いの永続性〉も担保されていることが示されている。このことより妙宗大霊廟は、現代で言うところの「永代供養墓」の条件を十分満たしていることが明らかになる。

3.4 細野雲外の「不滅の墳墓」

3.4.1 細野雲外と『不滅の墳墓』

墓制研究者の間で、その名が知られる細野雲外であるが、実はその人となりについての詳細は明らかではない。その点の追究に関し、おそらく一番力を尽くしてきたと思われる土居浩は、ともかく「雲外について詳細不明」としている²⁸。とは言え雲外は、思想善導の三部作として出した『思想悪化の因』（1930年）『斯君斯民』（1931年）『不滅の墳墓』（1932年）を、全て巖松堂書店という社会科学系の書籍刊行の老舗書店から行っている。こうした書籍の刊行が可能となる環境があったことから、当時それなりの地位にあった人であったことは間違いなかろう²⁹。

『不滅の墳墓』と題するこの著書は、表紙・背表紙には細野雲外著とあるものの、奥付には細野長盛と雲外の本名と思しき名前が記されている³⁰。1932年2月25日に、前述のように巖南堂書店から刊行された、目次18頁、緒言3頁、凡例1頁、本文495頁に加えてコート紙の図や墓の設計図など、全部で520頁を超える大作である。本書ではまず、日本の陵墓や古墳墓から始まり、過去から現在に至るまでの墳墓・土葬・火葬の事例を検討する中から問題点を炙り出し、そうした問題点克服の方向として「不滅の墳墓」の意義を明らかにする。そうした議論を組み立てる際、雲外は「最近約五十ヶ年間に亘り、新聞と社会鏡に映じた墳墓の種々相の一端を以下順次有るがまゝに叙述」[p.100]している。本書で考証資料とした新聞記事は多種多様でかつ大量に用いられ、具体的には「主として明治12年1月25日以降昭和6年10月迄の大阪朝日新聞紙及び大正15年以降昭和6年10月に至る間のわが国に於ける約40種の主要新聞紙より、著者が単独蒐集したるもの」（凡例）であった。

3.4.2 細野雲外の問題意識

雲外が本書で説いていく「不滅の墳墓」は、壮大な視座から始められる。緒言に「釈迦は人間に仏像を、キリストは十字架を遺した如く、雲外は不滅の墳墓を遺さんが爲に外ならぬのである」[緒言 p.1]³¹と強い自負をもって語られるように、彼が構想する「不滅の墳墓」は、釈迦が仏像、キリストが十字架を遺したことに匹敵する、人類のための画期的遺産と位置づけられる。さらに「不滅の墳墓」は、仏教の「大慈大悲」、キリスト教の「博愛共栄」の二大精神を象徴するのみならず、加えて「民衆の冀望する共存共栄の象徴であり、三界を通じて祖先、自己、子孫の爲めに、久遠菩提の浄心具現を冀ふ心の結晶体であり、民衆の心からなる共存共栄の思念を打って一丸となしたる金剛不壊の力を象徴するもの」[同]であるとし、日本国内のみならず、世界の国々にも発信すべき主張とされる。

ならば、壮大な人類史の上に位置づけられた「不滅の墳墓」、どのような理由から構想されたのであろう。実は、その問題意識は簡潔である。それは即ち「なぜ人間は昔から無縁になるべき墓の建立を繰り返す愚を繰り返して来たのであろうか」[p.3]なのである。ここで留意すべきは、「墓の建立を繰り返す愚」ではなくて「無縁になるべき墓の建立を繰り返す愚」である点である。「我等は不滅の墳墓を創立し、守護することに據って、従来求めて得られなかった久遠菩提の浄心を満足せしめ、永久子々孫々法悦に浴することにせねばならぬ」[p.8]として、彼は造墓の重要性は認めており、人間が「人間の死を象徴し、その菩提を弔ふ対象である墓なしには居られぬ」[p.347]存在であることを認めているからである。問題は、「必然的無縁滅亡性ある墳墓を建設するの愚」[緒言 p.1]の打破なのである。

雲外は必然的無縁滅亡性の原因を、「個人が、個人の為に建立し、個人に據って守護される墳墓」[p.1]であることにおく。その理由は、「一昨日の有縁は今日の無縁にして、今日の有縁は又明日の無縁なり、そは個人の為に、個人に據って建立され、個人に據って

守護される墓の特質である。二 ……個人の爲めに個人に據って建設され、個人に據ってのみ守護されるものは臆て必らず滅亡する」[p.2]にあるとする。そうした動向の理由を、彼は人間の特質のひとつが「目前の満足さへ得らるれば、あとのことはどうでもよいと言った風」[p.99]などところにあると考え、「近親の死後、墓さへ建てゝやれば、後は尻喰ひ観音をきめこみ、半歳も1年も経過すると全く忘れたかのやうに顧みないと言ふ極端な世相の現はれは、その特質の然らしむる處であると言つて終へばそれまでだが、……なぜその悪しき忌はしき特質を、陶冶する根本救治策を確立しないのか」[同]と訴える。そして「斯くの如くにして人間の墓は、過去の如く永久に有縁から無縁に、無縁から滅亡の状態を繰返して、浅間しい心の愚さを墓の姿に遺して行く」[同]として断罪するのである。ならば、必然的無縁滅亡性への歩みを止めることができる「不滅の墳墓」の実態とは何であろう。

3.4.3 「不滅の墳墓」構想

「必然的無縁滅亡性ある墳墓を建設するの愚を繰り返して来た人間の浅墓なる心を墓化してゐるかに見ゆる墳墓(傍点引用者)」[緒言 p.1]と、少々戯けたタッチで従来までの墓の批判を行う雲外は、その反対の極に位置するあり得べき墓、「永久不滅有縁の墳墓」について、以下のように述べる。「それは言ふまでもなく過去現在未来を通じて一切衆生の白骨を、一切平等無差別で同一墓域同一墓穴内に合葬し、一切衆生に據つて回向供養され、一切衆生に據つて菩提を弔はれる墳墓、即ち三界に亘つて一切衆生が相互有縁の關係を保つ墳墓を指示するものである。」[pp.2-3]この記述からは、「不滅の墳墓」が紛れもない「合葬墓」であること、合葬されるのは「一切平等無差別の人々」であること、その墓に対しては「一切の衆生が相互有縁の關係」で回向供養にやってくるのが指摘されている。従来までの墓の多くが、イエを通じた系譜を同じくする人々によって維持管理されてきた現実からすると、イエの縛りを超えた「一切衆生」によって管理運営なされる「不滅の墳墓」の主張は興味深い。雲外は次のように述べ、<墓の管理の永続性>がイエを超えた「一切衆生」により担保されることを明らかにする。

個人の生命は大抵三、五、七十年にして亡ぶるけれども、一切衆生としての生命、即ち民衆の団体的生命は永遠に連なるものである、その一切衆生即ち全民衆の心からなる共存共栄の精神に據つて永遠に守護されるが故に、不滅の墳墓と称するものである、それは全く共存共栄の精神の結晶である金剛不壊の力の象徴であり、人間の心を浄化する偉大なる迫力を有するから、人間の精神を浄化し、人間の思想を善導するには、この墓前に立つて教化指導講演を行ふことは、又この墳墓の持つ偉大なる感激の迫力を善用する所以で尚ほ法を説くに當り人を得ざる欠陥を補ふて余りあるものである。
[p.3]

そうした中で陵墓や古墳の検討をして「不滅の陵墓」「不滅の古墳」をまとめた雲外は、現代社会で新たに作る「民衆の墳墓」を検討する。まず外見的な特徴は、以下のようになる [p.353]。

イ 墳墓自体が共存共栄を象徴すること

即ち生まれ出た時は別々であつたが、死んだら同じく共々に此の墓に眠り、永遠に御互の子孫から、心からなる菩提供養を受け、共々に安らかに「共存」する處だ、と云ふ印象を与へるものとなること。

ロ 明るいと云ふ第一印象を与へるものなること

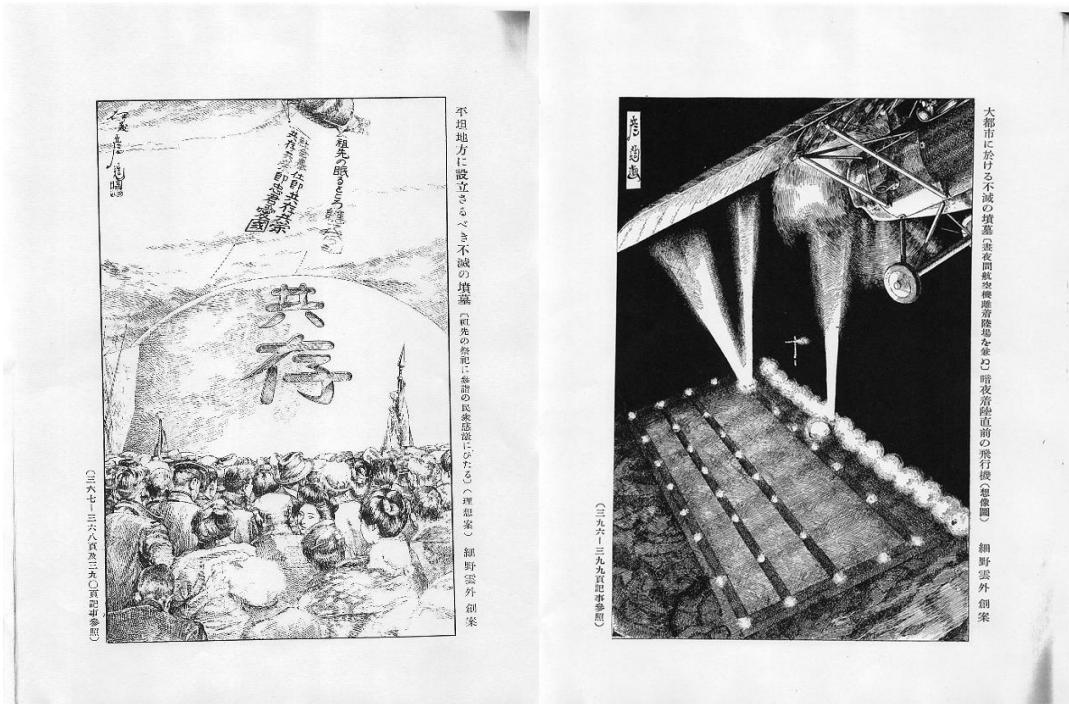
即ち自然の陽光を絶対に遮らざる状態に置かるゝこと、それが爲には植樹立石を絶対に避け、墓域内は平坦なる草原であること。且つ夜間必要に応じて全墓域を非常に明るく光照し得る照明設備をなすこと。

ハ 広闊と云ふ印象を与へるものなること。

即ち墳墓に關係をもつ地方人が、同時に多数墓前に参集し、祭祀、体育その他の運動をするに充分なる広闊さを有し、適當なる運動施設をなすこと。

ニ 清淨崇達^{崇達力}の印象を与へるものなること。

即ち実に清らかだ、貴くも奥深く自らの敬虔の念を抱かしむるものなること。



<図1>平坦地方の不滅の墳墓

<図2>飛行場を兼ねた大都市の不滅の墳墓

それぞれの墳墓地内には「納骨塔」と「宗教会館」が設けられる。墳墓地は原則として長方形で、大きさは設置する自治体に応じて決められる。「納骨塔」は耐震・対価・耐水の鉄筋コンクリート製で、セイロン（現スリランカ）にある釈迦の仏舎利塔を模した半球形の概観をもつ。その中には、小は1万人から大は300万人分の白骨を納めることが可能である [p. 354]。また「宗教会館」は葬祭部、教化部、体育部の三機関により運営される。「葬祭部」は館内中央の預骨堂におき、一定期間そこで収蔵し日々死者の冥福を祈る宗教的儀式を行う。堂内の丸天井には神道の神々や釈迦・キリストなどの他著名な宗教家の肖像が描かれる。また関係地方民の要求に基き、所属部員僧侶を、その葬儀に出向せしめ、夫々の儀式を司り、或は喪家の読経を司る。この部に属する僧侶は、葬儀専念の僧侶と、読経専念の僧侶に二分され、僧侶1人1日当りの仕事量を一定し、従来の寺院僧侶とは異なる勤務態勢が執られている。また「教化部」では来訪者に宗教的講演並びに管内その他の出張講演、説教等を司り、「体育部」は墓域内において大衆運動の指導訓練を司る [p. 355]。確かにこの空間は、思想善導のための教化指導講演を行う、国民精神浄化の場としての活用が可能なのである。

宗教会館内の預骨堂に納められた死者の白骨は、更に年々春秋2回（彼岸中）預骨堂より墳墓の納骨塔内へ移納される。納骨される「白骨」とは、一般に言う真骨と胴骨の全てを含むものとし、納骨の際には、容器を除いた白骨のみを塔内地下室に合葬する形で納められる。

[pp. 355-6] このように、一切衆生の白骨を無差別平等に、同一納骨塔内に合葬して永久収蔵守護することは、生前の経済的貧富の別に関わりなく、永久に祖先と共に菩提を弔ってもらえることを保障することになるというのである。 [pp. 356-7]

「民衆の墳墓」における死者弔いの行事が行われるのは、宗教会館内預骨堂前と、納骨塔前の2カ所である。預骨堂前の祭祀は、宗教会館における主要な日々の行事として、毎日一定時、納骨受付時間後、白骨を預骨堂内に収蔵した後に、同堂を繞って荘重に執行される。また納骨塔前の祭祀には、まず年2回の彼岸中の一定日に、宗教会館の預骨堂から納骨塔内へ白骨を移納する際に執行される。その折には、当該期間の預骨関係者が主としてその儀式に参加する。また秋冬の年1回、法律によって定めることで、ある一日に全国一斉に死者弔いの儀式を執行することとし、その日にここでも儀礼が執り行われるという。こうした日の設定はあくまで雲外の夢であるが、彼はこれを全国民が静かに過去を回顧し、心から祖先に感謝し、その祭祀を営む機会と捉え、焦燥荒廃した国民思想を浄化し、国民精神を振作する重要緊切な機会と考えている [p. 358]。つまり雲外の構想する「不滅の墳墓」は、「納骨塔」と「宗教会館」をも

った墳墓としての施設であるのみならず、「国民保健運動の道場たる施設」「国民精神の浄化陶冶の道場」の役割をももつのである。さらに言うなら、墳墓のイメージとは直結しない「少くとも一府県内一箇所だけは、国際航空機の侵入に対する国防的考慮に立脚したる昼夜間離着陸場としての施設を兼備せしむる」[p. 186] 点は、「不滅の墳墓」の特筆すべき特徴である。「国際航空機の侵入」を想定しながら構想された「不滅の墳墓」には、従来までの墓地には不似合いな「夜間照明」が設置されており、ここからは不滅であることを志向する悠久の時間の中で構想されてきた墳墓と言うのみならず、まさに時代的流れを反映した「国防防空」に果たす墳墓のあり方をも組み入れた、雲外の現実的着想を読み取ることができよう。

こうした「民衆の墳墓」には、管理運営の別から以下の4種が想定される。

「国土の墳墓」首都における民衆の墳墓地域内に設け、国家管理のもと国民全体による直接間接に守護される

「郷土の墳墓」各道府県の主都における民衆の墳墓地域内に設け、道府県の管理のもと、道府県民全体により守護される

「殉職者の墳墓」平時戦時の殉職者のために設けられ、設立・管理・守護は郷土の墳墓と同様

「民衆の墳墓」各市町村内に設け各自治体において直接管理する、各市町村の全民衆によって守護される

本書で詳述されるのは最後の「民衆の墳墓」で、雲外はその内容を以下のように述べる。

民衆の墳墓とは、一特定地域内にて死したる人及びその地域内墳墓に葬られることを希望する人のために、諸地域内居住の全民衆によって、設立守護される唯一の墳墓を意味するものである。又その特定地域は原則として、一自治体を単位として設立すること、故に東京、大阪の如き大都市にありても、同時代に二箇所の墳墓設立は絶対に避けること、要するに同一地域内に居住する人々は、死後一箇所の墳墓に入りて、永久に共同の子孫民衆によって守護される、と言ふ点に民衆の墳墓としての特徴があり、そこに自ら不滅の特性があるのである [p. 367]。

ここからは「民衆の墳墓」が、地域で亡くなり、地域で葬られ、地域で祀られるといった、地域を枠組みにして営まれる墳墓であることが明らかになろう。このことによって、従来までの墳墓であると、子孫が絶えるなどしてイエが途絶えると無縁墓が誕生してしまうはずのところ、「地域」が代替して<墓の管理の永続性>に加えて<死者の弔いの永続性>を保障することになるのである。かかる「不滅の墳墓」を、雲外は建設される自然条件から平坦地方・山間谿谷地方・海岸、湖岸、島嶼地方の3種に分け、従来の墳墓を整理する形でわが国墓地の再構成を構想する。ちなみに東京府を例にすると、従来までである13,500の墓地が140ヶ所の「不滅の墳墓」に整理されるという試算を行っている[p. 371]。

以上のようにまとめてきた雲外は、最後に、彼が構想してきた「不滅の墳墓」が創設されると実生活上にどのような効果を及ぼすかについて、「結言」におき以下のようにまとめている。

- (1) 家族滅び家系断絶するとも、祖先及最後の一人迄、その霊は郷徒によって永久に弔はるべし。
- (2) 郷関を遠く離れて異域に住し、或は数代に亘り異域に転住し、古き祖先の霊を弔ひ難き場合、その霊は祖先を生める郷土の子孫によって永遠に弔はるべし。
- (3) 郷関を遠く離れて異域に死すとも、その遺骨を故郷に送ることによって、教理の祖先先輩同胞知己の遺骨と共に、その霊は郷徒に據って永遠に弔はるべし。
- (4) 郷関を遠く離れて異域に死したる人の遺族が、故人の遺骨をその最後居住の地方又はその郷里の何れにも安心して納骨することが出来る、即ちその何れの土地に於ても、その霊は永久に弔はるべし。
- (5) 祖国を離れて雲濤萬里海外に移住する場合、祖国に遺し行く祖先の遺骨と霊は、郷徒によって永遠に弔はるべし。
- (6) 海外の異域に死したる場合、その遺骨を祖国に送ることによって、故郷に祖先々輩同胞知己の遺骨と共に郷徒に據って永遠に弔はるべし。

(7) 海外の異域に邦人同胞の不滅の墳墓を設立守護するときは、日本人の最後の一人が居残る限り、異域に死したる邦人同胞先輩の霊は、永遠に弔はるべし。

斯くして地上に無縁の墳墓なく、永久に弔らはれざる霊なし、オー不滅の墳墓、そは人間最高の愛の力、全民衆共存共栄の精神を打って一丸となしたる金剛不滅の力そのものゝ尊き象徴である、その力のみ能くその墳墓を設立しその力のみ能くその墳墓を永遠に守護し得るであらう。[pp. 464-5]

これらをまとめて言い換えるなら、「緒言」にある以下のこととなろう。

民衆自らこの不滅の墳墓を建立守護する時、彼等は自ら共存共栄の思念に覚醒し、民衆自らその思想行動を善導浄化して、光明と歓喜と共栄の社会を現出するに至るべく、又宗教家が民衆の先達となって、この墳墓を建立守護する時は刻下頽廃將に没落せんとする宗教界の衰勢を復活更新せしめ、一切衆生の上に新たなる一道の光明を投ずるに至るべきは明らかである。[p. 2]

4. 初期「永代供養墓」誕生の頃

以下本章では、これまでの通説で初期の「永代供養墓」として指摘されてきた比叡山延暦寺大霊園、安穩廟、もやいの碑、志縁廟における「永代供養墓」の事例を取り上げ、その実態をまとめることにしよう。

4.1 比叡山延暦寺大霊園—問題の所在—

NHK テレビの『おはようジャーナル』で、「子ども 1.7 人時代 家族はいま」という番組を見たのは、今を去る四半世紀以上も前の 1989 年のこと。当時の日本では人口減少が問題化し、番組では一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数である「合計特殊出生率」が 1.7 人を割ろうとしていることに絡め、当時の日本家族の変化状況に切り口が当てられた。人口学では、次世代の人口減少防止のためには、2.07 以上の合計特殊出生率の確保が必要とされる。そうした基準からすれば、「1.7」の日本社会ではこれまであたりまえに行ってきた家族関係からはとても対応できないような状況が、ヒタヒタと忍び寄ってきていることが明らかであった。にもかかわらず、こうしたことに対して国の方から大きな施策提示がなかったことに、不安を強く覚えたことをよく覚えている。ちなみに、翌 1990 年に発表されたこの年の「合計特殊出生率」は 1.57 と判明し、「1.57 ショック」と呼ばれた。

番組で取りあげられた問題には、本稿のキーワード、「永代供養墓」の選択が取りあげられていた。一人娘を嫁に出し、定年後に 2 人暮らしをしている夫婦が、従来型のイエの系譜に沿った形の伝統的な墓とは別のタイプの墓を入手した事例が紹介されていたのである。この時取りあげられた「永代供養墓」こそ、これからみていく比叡山延暦寺大霊園における「久遠墓」であった。当時撮っておいた VTR を見直してみると、久遠墓宣伝のためのビラの上段には、大きく「永久に、無縁墓にはいたしません」とあり、その下にポイントを落とし「1200 年の法灯を護る比叡山延暦寺が貴方自身の子孫となって永遠にご供養いたします」とある。取りあげられたご夫婦の場合もそうであるが、ビラにある表記の前提には、従来先祖の眠る墓を護ることは子孫の役目とする、イエの系譜に基づく死者に対する“扱い”があったが、その承継が困難となってきた状況を打破するための解決方法として、寺院の責任で先祖を祀る久遠墓が紹介されていたのである。

番組で舞台廻しとなった夫婦は、新聞をみて久遠墓の入手を決めたという神奈川県秦野市に住む 63 歳の夫と 60 歳の妻であり、久遠墓選択に至った決断の経緯を話すインタビューと、夫婦がいずれ入ることになる久遠墓を実際に訪問する場面とで構成されていた。この夫婦がこのような永代供養墓を入手するに至った背景は、夫による以下のような発言を通じて明らかにされていた。

「子孫がお墓参りしてくれることを、期待していないということなんですよね。」

「おそらく世間には 2 人暮らしのお年寄りも沢山いらっしゃるし、子孫がいるって、1 人いるか 2 人いるかと言った状態ですから、その子どもにお墓参りを期待するということもどうかと思いますよね。むしろさっぱり、もうそういうことは考え

ないということの方が、子どもに対して負担をかけないということになるような感じがしますけれどもね。」

「子どもは昔、親孝行なんて言って、われわれなんかはそう言われて育ってきたんですけど。今はもう逆にね、年寄りはどうして子どもに孝行をするかという時代に移ってきたみたいな感じでね……。」

この番組を見て初めて知った「比叡山延暦寺大霊園」の久遠墓が、現代日本においてトレンドとなっている「永代供養墓」の普及に先鞭をつけた新しい試みであったことを知ったのは更に後のことである。2016年には40周年という節目の年を迎えた「比叡山延暦寺大霊園」であるが、本節においては、この地における「永代供養墓」の現状について改めて鳥瞰してみることで、わが国における「永代供養墓」の現状の一端をまとめてみることにしたい。

<表1> 比叡山延暦寺大霊園のあゆみ

年	月	日	事 項
1972	11		船場興産株式会社、比叡山延暦寺に対して比良山麓に約21万㎡の「比叡山国際霊園」（仮称）開発計画を提案。
1973	2	7	「比叡山国際霊園」（仮称）建設にあたり、延暦寺と船場興産との間で基本的契約書と細則を締結。
1974	10	16	滋賀県知事より造成許可を取得。
	12	9	造成にあたり、地鎮祭を奉修。
1975	10	13	第一期工事起工式奉修。
1976	11	6	第一期工事で、解脱地区・光明地区・蓮華地区が完成。
1977	4	1	「比叡山延暦寺大霊園」開園。墓地の完成により、使用权の引き渡し開始。
	11		第二期造成工事で、精進地区・禅定地区・功德地区・妙法地区、及び他の全地区が完成する。
1978	11		第一次管理棟が完成。
1979	10		篤志家からお堂と鐘楼の寄進申し出があった。検討の後、霊園本堂として移築建立することになる。
1980	9	26	本堂及び鐘楼の移築工事が完成し、落慶法要が催された。
1985	7	1	墓地の祭祀継承者がいない方のための永代供養墓地「久遠墓」3種を設定し、販売開始。
			販売直後より「久遠墓」はTV・新聞等で取り上げられ、時代のニーズに合った墓地として好評を博す。
1986	4		指定石材店各社による宣伝広告と積極的な販売活動の開始により、見学会への来園者数が大幅増加。
	11		第二次管理棟（現管理棟）新築工事が決定し、地鎮祭を執行。
1988	11		本堂前に、六地藏尊建立することを承認。
1989	3	19	六地藏尊前にて開眼法要が行われ、寄進者など約300名参列。
	9		日本最初の百三十三観音霊場の石仏ご本尊建立計画。
1994	12		ユネスコ世界遺産委員会から、比叡山延暦寺が世界文化遺産に登録される。
2001	4		防災・防犯面と不法投棄増加のために、霊園入り口門扉の門限を設置。
2003	7		篤志家より礼拝堂（現回向堂）の建設寄進。
	9		比叡山延暦寺大霊園使用の篤志家から「ふれあい広場」として大日如来や七福神、灯笼などの奉納。
2004	3		新区画バリアフリー墓地、販売開始。
2005	4		管理棟増設工事に着工。
			諸堂の整備事業に着種。永代供養位牌壇増設、本堂内を畳張りから板張りに変更する改修を行った。
2006	7		ふれあい広場後方に、十三佛の石仏奉納を呼びかけたところ、順次申し込みあり。
2007	6		霊園内の上水道水道管改修工事に着手。水管を鉄製から樹脂加工水管に交換した。
	10		篤志家の寄進により、涅槃地区に無縁墓石安置所として三界萬霊宝篋印塔を建立。
2013	8		管理棟横の大駐車場で舗装工事。
2016	3	21	本堂にて天台座主の森川宏映猊下を大導師とした春季彼岸総回向法要並びに霊園開園40周年記念法要

4.1.1. 比叡山延暦寺大霊園の歴史

8世紀末に伝教大師最澄によって開かれたと言われる比叡山延暦寺は、1200年の歴史をもつ天台宗総本山の古刹として知られている。この寺が著名であるのは、単に長い歴史を持つことのみならず、「日本仏教の母山」の名で呼ばれるように、法然上人（浄土宗開祖）・親鸞聖人（浄土真宗開祖）・良忍上人（融通念仏宗開祖）・一遍上人（時宗開祖）・真盛上人（天台真盛宗開祖）・栄西禅師（臨済宗開祖）・道元禅師（曹洞宗開祖）・日蓮聖人（日蓮宗

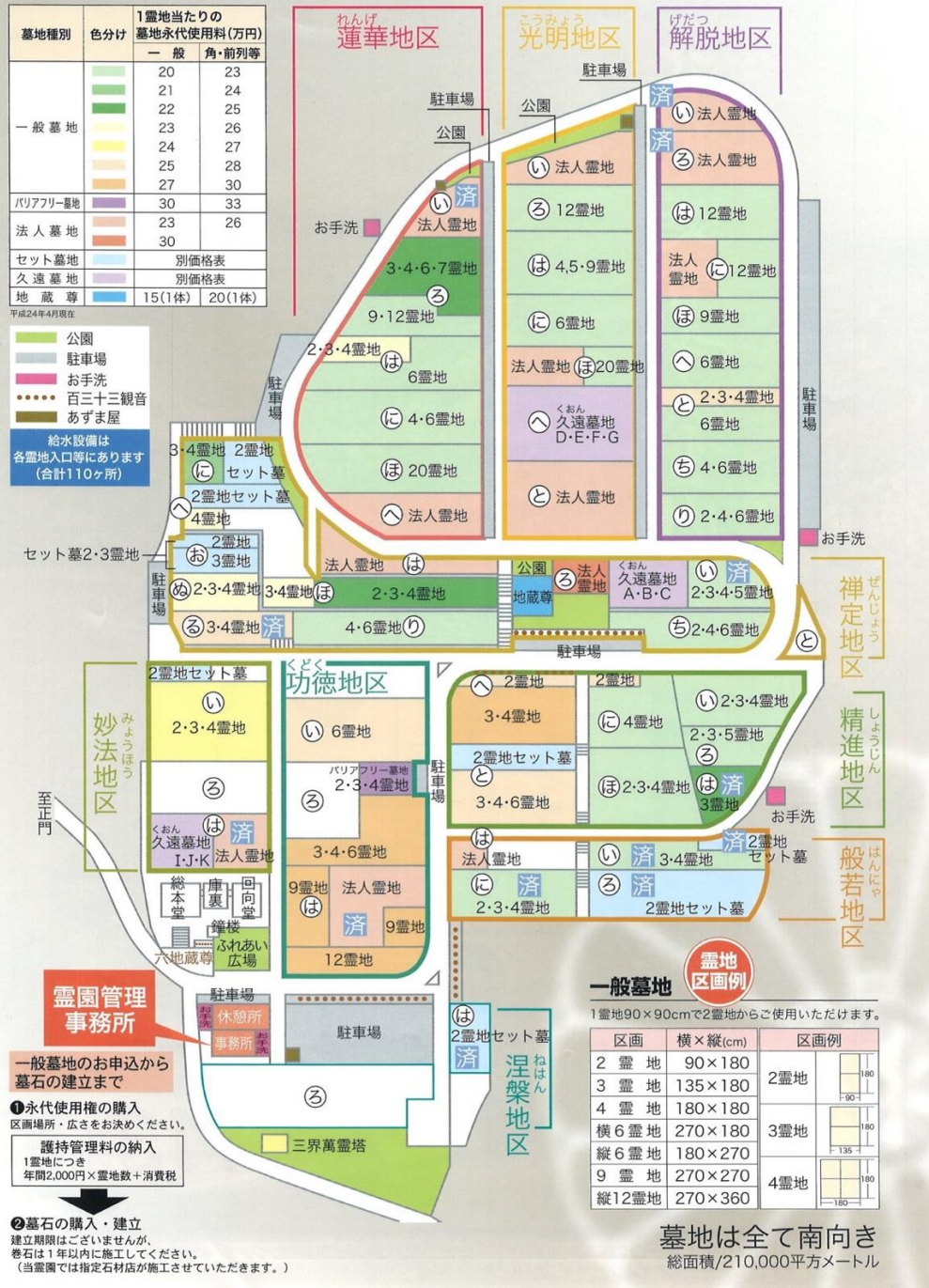
開祖)など、わが国における主要な仏教教派の創始者が、若き日にこの寺で仏道を学んだ経験を持つことにある。そうした歴史をもつことから、延暦寺は「学問寺」「修行寺」とも呼ばれ、さらに1994年にはユネスコ世界文化遺産に登録されたことに示されるように、「観光寺」としての位置もより明確になってきた。

わが国の仏教寺院の多くは、近世以来、檀家と呼ばれる決められたイエとの間に寺檀関係を結ぶことでその経営基盤を成り立たせてきた。ところが比叡山延暦寺は、その歴史の中で檀家をもったことはなく、多くの他の仏教寺院が寺檀関係を取り結ぶことで行っている<死の儀礼>は、原則的に行ってこなかったのである。山内にある墓地と言え、修行僧のもの他、歌人・文人など比叡山と縁の深い人の供養塔があるのみであった。そうした延暦寺において、滅罪回向の道場として、全国に広がる信徒各家の御霊を祀り、日々不退に念仏回向する道場として「法華総持院阿弥陀堂」が建立されたのは1937年、比叡山開創1150年大法要を記念してのことであった。この阿弥陀堂が建立されたのは東塔の内でも標高が最も高いところで、本尊の丈六の阿弥陀如来に対して、全国信徒各家の先祖回向や故人の回向法要そして納骨等の法要が日々受け付けられている他、春期彼岸会(3月18~24日)孟蘭盆会(8月13~16日)秋期彼岸会(9月20~26日)が開催されている。

こうして比叡山の山中に一般信徒のための<死の儀礼>の場が導入されたわけであるが、さらに「伝教大師千五百五十御遠忌」を迎えようとする1967年になると、大遠忌記念事業の一環として横川地域内に横川中堂の再建をすると同時に、比叡山公園墓地計画が当時の内局から提出された。こうした動向の背後には、その当時比叡山ならびに奥比叡の2つのドライブウェイの開通によって比叡山へのアクセスが便利になったこと、そしてさらに浄土教発祥の地でもある比叡山の中に、回向の機能を明確にしていくことの時代的要請を感じるようになったことなどが挙げられていた。公園墓地は1970年に「横川霊園」の名前で開園しそれなりの需要が見られたのであるが、そうはいつても、比叡の山上に一般の人々の墓があることに対して疑義を唱える住職たちは依然多かったという。

このように、全国に見られる多くの仏教寺院とは異なり、檀家をもたず、また20世紀に入ってから一般の信徒に対する<死の儀礼>の受け入れを開始し出した延暦寺において、伝統ある比叡山延暦寺の経営の元に霊園を作ろうという計画が起こったのは、1972年11月のことである。その契機は、当時の中山玄雄執行を中心とした内局に対して、大阪の繊維会社で構成される船場興産株式会社が比良山麓に一大霊園を開発する計画を提案してきたことにある。このことの可否をめぐり賛否両論が出された延暦寺では、一山会議を開いて検討を重ねた結果、最終的に開発承認の道を選ぶことになり、現在の比叡山延暦寺大霊園が誕生することとなった。その経緯をまとめてみるなら、<表1>のようになる。ここから明らかなように、この霊園は、長い歴史をもつ日本仏教のセンターとも言うべき延暦寺の影響下にありながら、寺の長い歴史の中では無縁であった一般信徒の回向の領域に対する受け口を新たに作り、その具体的方法も常に時代を見据えた形にブラッシュアップして世に問うていることがわかってくる。

HIEIZAN ENRYAKUJI DAIREIEN



<図3> 比叡山延暦寺大霊園の概要 (霊園で配布の案内図)

4.1.2 比叡山延暦寺大霊園の構成

1977年4月1日に開園した比叡山延暦寺大霊園は、滋賀県大津市伊香立上竜奉町703に位置する、総面積210,000㎡の県下一広い墓園である。1霊地90×90cmを基本単位として区画が作られており、65,000に及ぶ全ての霊地は南向きである。主要施設としては本堂、回向堂、庫裏、管理棟(無料休憩所・事務所)、園内保持管理棟があり、上下水道も完備している。本堂では年忌法要をはじめとした数多くの法要が執り行われるが、その一角には「位牌段」が設えられ、久遠墓で祀られる死者の一部に対する供養が行われている。

墓域は9地区に分けられ、それぞれ仏教語の地区名が付けられている。霊園の歴史の中でも早い1976年に、第一期造成工事として作られたのが解脱地区・光明地区・蓮華地区で、翌年の1977年には第二期造成工事として精進地区・禅定地区・功德地区・妙法地区、そして般若地区と涅槃地区が作られている。

延暦寺という仏教寺院の経営する霊園でありながら、この霊園の特徴は「教宗派は問わない」ことにある。天台宗の僧侶が3名常駐しているにもかかわらず、仏教各派はもちろん、神道やキリスト教の信者、さらには無宗教の人の使用まで許されているのである。

延暦寺大霊園に設けられた墓地は、現代人のライフスタイルを反映した多彩な選択が可能な墓の設置を心がけて作られており、大別して以下の三種に分けることができる。

4.1.3 一般墓地

伝統的でありながら先進的なグローバル設計がなされており、パンフレットには「一人ひとりの思いをかたちにできるように、さまざまな墓地をご用意しています」とある。90×90cmを1霊地と呼ぶ墓地区画の単位とし、2霊地・3霊地・4霊地・横6霊地・タテ6霊地・9霊地・縦12霊地の7種の区画が用意されている。

霊園では、「一般墓地」に作られる墓をさらに以下の4種に分けている。このうち①「一般墓」と②「法人・企業墓」のタイプはその墓に関与する人々の集団で分けられていると考えられるが、③「バリアフリー墓」は墓域の形状、④「墓地・墓石セット」は既成の墓石を選択するタイプのものである。その意味で③と④は、墓に関与する人々の集団から言うると特に①と重なる可能性が大きいのであるが、それらは区画・墓石の自由選択ができないところが最大の相違点である。

①「一般墓」

これが最もポピュラーなタイプで、数も多く、一般墓地内の好きな区画を2霊地から使うことができ、いわゆる「家族墓」を想定しているものと思われる（明記されていないが）。その意味で、＜血縁中心墓＞と言うこともできるかもしれない。ここで使用する墓石は、伝統的な和型のみならず、洋型、さらには先進的なデザインを取り入れた独創的なものまで、要望に添った選択が可能となる。土地を求めてすぐに墓石建立する必要は無いが、土地を入手後1年以内の外柵施工が義務づけられている。

②「法人・企業墓」

法人専用の墓石・慰霊碑の建立がなされ、法人が主体となって行う供養や慰霊をする際の対象となる墓で、広い面積をもつものが多い。＜社縁墓＞であるが、現在までの所13ある法人霊地に70ほどの団体の墓が建てられている。

③「バリアフリー墓」

これは墓地の構造上からなされた区分けで、通常の参道幅が80cmであるところを120cmに拡張し、車イスでの参拝の便が図られている墓の区画である。時代の流れを反映してか、2004年から提供されだした新しいタイプの墓である。

④「墓地・墓石セット墓」

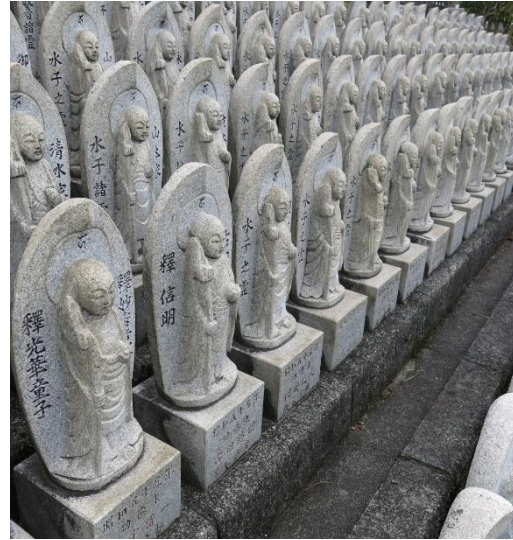
墓地と墓石が既にセットとなって販売されている廉価タイプで、区画は限定される。2霊地セット（85万円～）と3霊地セット（143万円～）がある。

4.1.4 小地藏尊（水子）

いわゆる水子供養のための地藏尊。墓園中央部の禅定地区にあり、水子地藏本尊の周囲に、供養者が建立した小地藏尊が並べられてある。毎年8月24日には、地藏盆の法要が行われる。



<写真 5>小地藏尊近くから本堂を望む



<写真 6>小地藏尊

4.1.5 永代供養久遠墓地

久遠墓地は「子孫・継承者のいない方などの墓地」ということで、パンフレットによるなら以下のようにある。

少子化、核家族化、独身者の増加など、家族制度の変貌によりお墓を受け継ぐ子孫や継承者のない方が近年急増しています。このような現代のニーズに対応すべく、新しい墓地の形態として考案されたのが久遠墓地です。いずれも、お施主個人の墓地に個別の石碑を建立し、ご納骨する形式で、比叡山延暦寺が貴方自身に代わって、永代にわたり維持管理・清掃・ご供養いたします。

つまり従来までの、日本におけるイエ制度に基づく子孫が先祖を祀るというシステムが立ちゆかなくなってきたことを補う打開策として、延暦寺が死者の面倒を見るという永代供養の墓を設けたのである。1985年のことであるので、この大霊園が開園して8年後、今から36年前のことである。近年の日本においては全国至る所で「永代供養墓」の試みが見られるが、その先鞭をつけたのがこの比叡山延暦寺大霊園と言われており、上記の文章からはそうした新たな展開を目指す、簡潔ではあるがポイントを絞った意気込みが込められている。社会の根幹を揺るがす、イエ制度が崩れると言う変動の中、寺院の方でその解決策を創出する試みを行ってきた背景には、「安心こそ宗教の本質」という考え方があったものという。

久遠墓地には以下に述べる8タイプの久遠墓があるが、それらの入手にあたって支払う料金の中には、基本的に以下のものが含まれている。それは「永代供養料・過去帳記載料・墓地永代使用料・石碑料・石碑彫刻料・永代護持管理料・永代掃除料・開眼納骨法要費用（回向料・祭壇料・供物料・供花料）・消費税」である。また久遠墓に対しては永代供養がなされることになるが、それはまず、霊園総本堂に奉安してある霊名記載の過去帳を命日に供養することであり、また、春秋の彼岸と盂蘭盆、さらに毎月10日（3・8・9月は別日）に総回向（供養）法要をすることで実施される。

以下、久遠墓のタイプについて、霊園で配布しているパンフレット及び霊園の公式ウェブサイトの記事を元にまとめることにしよう。

＜表 2＞久遠墓のタイプ別詳細

墓の種類		供養人数	価格	開眼納骨 法要費用	開眼法要 費用	納骨法要 費用	命日回向	墓前回忌 法要	位牌 奉安料	墓地の面積	場所	備考
久遠個人墓	久遠個人墓 (K)	1 霊位	59.8万円	1 回			○			35×115cm	妙法は地区	
	久遠個人墓 (B)	1 霊位	78万円	1 回			○			45×110cm	禅定い地区	
久遠夫婦墓	久遠夫婦墓 (C・L)	2 霊位	108万円	2 回			○			70×120cm	禅定い地区	
久遠吉祥墓	久遠吉祥墓 (J)	2 霊位	155万円	2 回			○			75×130cm	妙法は地区	石碑は和型・洋型二種より選択可
久遠慈眼墓	久遠慈眼墓	2～4 霊位	完売分譲終了	2 回			○		1基	90×180cm	光明へ地区	一般石碑型
久遠慈眼観音墓	久遠慈眼観音墓 (D)	2 霊位	210万円	2 回			○		1基	90×180cm	光明へ地区	観音型石碑
久遠瑞雲墓	久遠瑞雲墓 (I)	2 霊位	255万円	2 回			○		1基	90×180cm	妙法は地区	一般石碑型・洋型選択可
久遠安養墓	久遠安養墓 (G)	2 霊位～	429万円		1 回	2 回	○	○	1基	140×170cm	光明へ地区	一般石碑型・洋型選択可
久遠福聚墓	久遠福聚墓 (H) A	2 霊位～	525万円		1 回	2 回	○	○	1基	180×180cm	功德ろ地区	青御影石 和型8寸or洋型70型
	久遠福聚墓 (H) B	2 霊位～	635万円	黒御影石 和型8寸or洋型70型								
	久遠福聚墓 (H) C	2 霊位～	665万円	国産銘石 和型8寸or洋型70型								
	久遠福聚墓 (H) A	2 霊位～	660万円	青御影石 和型9寸or洋型75型								
	久遠福聚墓 (H) B	2 霊位～	780万円	黒御影石 和型9寸or洋型75型								
	久遠福聚墓 (H) C	2 霊位～	860万円	国産銘石 和型9寸or洋型75型								
備考								50回忌まで	総本堂			

16年霊園配布のパンフレット及び、霊園の公式ウェブサイト記載から、鈴木が作表)

(1) 久遠個人墓

1 霊位用。独身者、子孫等承継者のない方、海外移住者、亡くなられた方の埋葬先のない方、郷里の遠い方、その他寺院・公営墓地での承継者不在で墓地を求められない方などのために用意。

(2) 久遠夫婦墓

2 霊位用。子供がいない、子孫が海外や遠方に在住、嫁入りした等の理由で、祭祀が難しい夫婦、兄弟、又は親子のみで墓地承継者が途絶える方、又はその懸念のある方などのために用意。

(3) 久遠吉祥墓

2 霊位用。石碑が和型・洋型の選択が可能。施主が夫婦で子孫承継者がいない場合、子孫が嫁いだり、海外・遠方などに居住中、兄弟又は親と子供のみなどで祭祀承継が途絶えたり又その懸念がある方対象に提供中。

(4) 久遠慈眼墓

一般石碑型の墓地。施主が先祖を含め承継してきた墓地承継者が将来途絶える、又はその懸念のある方、遠方からの移転などの様々な事情を想定。本人を含め最高4 霊位までの埋葬が可能。霊位の追加は2 霊位まで可能だが、1 霊位追加に伴う費用は永代供養料等諸費用一式 265,000 円必要。総本堂に位牌を奉安し、命日には回向される。現在は完売し終え、分譲は終了した。

(5) 久遠慈眼観音墓

石碑が観音様型の墓石で、内容的には慈眼墓と同等の墓。

(6) 久遠瑞雲墓

一般石碑型。施主が先祖を含め承継してきた墓地が将来途絶える、又はその懸念のある方、遠方からの移転などの事情を想定しており、本人を含め最高6 霊位まで埋葬が可能。

(7) 久遠安養墓

一般石碑型墓地で2 霊位対応。3 霊位の墓所に門中式巻石、青御影石8 寸碑の墓石を建立し、永代供養・永代護持管理・清掃料と位牌奉安料を加えた永代供養墓地。

(8) 久遠福聚墓

「功德ろ地区」に限定し場所や広さ、石碑等が選べる最高位クラスの墓地。回向法要は、毎月の本堂回向の他、春秋彼岸法要・盂蘭盆には霊地総本堂において永代に亘り供養。墓石には基本形であります「和型」・「洋型」が用意されている。



<写真 7> 久遠個人墓



<写真 8> 久遠夫婦墓

以上の記述をまとめて比較したのが<表 2>であるが、久遠墓が 8 種に分かれる理由は、「墓域の面積」、「供養人数」、「墓石の形態・材質・大きさ」、「総本堂への位牌奉安・墓前回忌法要の有無」などにおかれている。いわば、質と量の違いによってランクわけされているものと言えよう。

比叡山延暦寺大霊園の側で想定している久遠墓を選択する人物像はある程度共通しており、一言で言えば墓の<継承者不在>におかれている。その具体的状況については、(1)久遠個人墓と(2)久遠夫婦墓に書かれた説明文の内容から以下の 3 点にまとめることができる。

- ①子供がいない（結婚の有無に拘わらず）
- ②子供はいるが墓に関われない（海外居住、遠方に居住、嫁に出る）
- ③子供以外にも承継者がいない

近年までのわが国における墓制の中心を占めてきた、イエの先祖を子孫が祀ると言うシステムが、子孫もしくは子孫に代わる者の不在を理由に維持できなくなっているというのである。

とはいえ当霊園においては、永代供養墓としての久遠墓の選択肢が 8 種も設けられていることは注目すべきである。その詳細を見ると、とりわけ価格と供養人数の点などから、廉価なものから高価なものまで 10 倍以上の価格差が設けられているのである。墓を作るにあたっての相場が 200~300 万円と言われる昨今の“常識”からするならば、この霊園の上限はかなりな高額の設定といえよう。とりわけ「久遠福聚墓」の価格設定は、永代供養墓であるという点を差し引いても飛び抜けて高額なものと思われる。こうした選択の背後には、継承者としての子孫がいない場合のみならず、継承者としての子孫に預けはしないという、お金に余裕のある親世代の意思を反映した選択が作用する場合も想定できよう。すなわち、<承継者不在>という事態は利用者の側に多様な状況が想定できるため、こうしたニーズに対してきめ細かく対応して受け口を提示していこうという霊園側の意向が反映された結果、永代供養墓としての久遠墓の価格帯の幅が大きく設定されているものと考えることができる。

4.1.6 小結

霊園開設から 40 年、永代供養墓としての久遠墓の提供が始まって 32 年の比叡山延暦寺大霊園においては、久遠墓の選択肢がさまざまに準備され、時間と共に展開していることが明らかになった。そうした中で、他の多くの永代供養墓が時間経過と共に集合墓もしくは合葬墓へと個人墓を移す形で運営されているのに対し、当地の久遠墓は祭祀継承者がなくなった後も 1200 年の伝統をもつ比叡山延暦寺によって引き続いて未来永劫個別の墓のまま祭祀されていくことが保証されている点は特筆すべきである。個別の墓が永遠に保

証されるといった形の永代供養墓は、他の寺院ではなかなか真似のできない難しいことかもしれないが、そうした保証をもちながら、時代の流れを見据えた永代供養墓を検討してきたこの間の歴史は興味深く、今後の展開も気になるところである。

4.2 安穩廟

安穩廟は、1898年、家族血縁による跡継ぎを必要としない墓として新潟市西蒲区角田浜1056にある日蓮宗寺院角田山妙光寺において開設された。この構想を立てた小川英爾老師は、現代日本が受けている社会変動の大きな波の中、家族の絆の変化などを敏感に感じ取っており、そうした血縁中心の人の集まりをさらに新しい縁として結ぶべく、「結縁の社会」の実現を目指し、これまでの仏教寺院のあり方を時代に合う形に変えて行くことを考えていた。その結果実現したのが、従来寺院と檀家の間に取り結ばれてきた「檀家制度」を廃し、「檀信徒制」へと移行したシステムの変換である。これは関わりをもつ信者を、檀徒と信徒の個人レベルで分け、檀徒は妙光寺との永続的な関係、信徒は一時的な関係でその趣旨と教えを信奉する個人または家族からなるものとする。つまりこれまでの寺と人々の関係は、イエ制度に基づいて寺とイエとの関係としてあったわけだが、これを寺と個人、あるいは複数個人の集まった家族との関係として取り結ぶこととしたのである。まさに「イエ亡き時代」を想定した、新たな墓のあり方の提示と言って良いものである。

そうした組織で運営する安穩廟は周りに区画を設けた円墳状のもので、最初期に作られた安穩廟は108区画のものが4基、直径2mほどの円墳の「杜の安穩」では8区画のものが40基、「杜の安穩・池の上」では8区画のものが30基と全部で1,000区画ほど設けられている。1区画ごとにコンクリート製のカロートと、みかげ石の墓石と墓碑板が設置されており、カロートには複数体の納骨が可能である。

安穩廟を利用する際、資格宗派は不問であるが、日蓮宗の寺院である妙光寺の供養形式に同意することがポイントとなる。どの区画の永代使用も85万円が可能となる。ただ契約者は『安穩廟』の趣旨に賛同した妙光寺の「信徒」となることが求められており、また「安穩会員」として登録されるが、信徒、会員としての義務は年会費の3,500円の納入のみである。この会費は、妙光寺からの定期的な通信物の郵送費となり、所在地の確認と行事案内がなされる。なお年会費の納入が停止された場合、その年から起算して13年間は個別埋葬を継続し、その後は総廟に合同埋葬のうえ名前を刻み、引き続き永代にわたり供養は継続される。

妙光寺の収入は「檀信徒の会費」「お布施と寄付」「安穩基金」の3本柱で成り立っており、お盆と春秋のお彼岸、合同供養祭の年4回の法要回向、及び維持管理は妙光寺が行っている。安穩基金とは、永代使用料の一部を基金運用することで、その運用益を供養と管理の経費に充てて、永続性を確保するというこの寺の新たな運営方法である。

妙光寺では、毎夏「フェスティバル安穩」（2010年から「妙光寺の送り盆」と改称）を開催し、合同供養・シンポジウム・交流会など、新たな結縁を結ぶ場を設けて来た。また常に寺を開放し、コンサートや展覧会を開いて新たな結縁の場を提供している。特に第1回の「フェスティバル安穩」には、翌1990年に京都の常寂光寺に志縁廟を開いた女の碑の会の代表の谷嘉代子が参加してのシンポジウムが開催されたが、この場には同じく1990年に東京・巣鴨に「もやいの碑」を開設した松島如戒が参加しており、ちょうどこの頃の日本の墓制に新たな眼を向けた有名人が会する質の高い企画となった。



<写真 9> 安穩廟



<写真 10> 妙光寺の送り盆

4.3 もやいの碑

「もやいの碑」は、東京都豊島区巣鴨 5-35-37 の「すがも平和霊苑」に建立されている、「会員制合葬墓」である。この墓の特徴は、従来、イエ制度に即した墓地運営に求められていた血縁・後継者の有無・宗教などの制約を廃した形で運営されていることにあり、その運営を担うのが任意団体「もやいの会」である。この会は都市問題・人権問題の専門家として知られた磯村英一東京都立大学名誉教授が、少子高齢型社会の到来に向けて提唱した「もやい運動」の流れに沿うもので、1989年東京・巣鴨に血縁・地縁・国籍・宗教不問の会員制合葬墓「もやいの碑」を建立した。脇の石碑には、この碑の意味を以下のように記している。

人生は縁に始まる。すべての人間は縁の中に生き、生涯を送る。その関係は、現世だけでなく、未来永劫につづく。地球上の文化はその現れであり、大都市の繁栄もその姿の一つである。この碑は、その縁を永遠に語り合う「もやいの場」のしるしであり、同時に、大都市・東京が、平和と自由と友情の場であることの証でもある。

「もやいの会」は、その碑の運営団体として翌1990年6月2日に創立され、磯村は生涯会長を務めた。この会では、目的達成のために、生きている時からの仲間づくりと暮らしを重視し、次の4点をめざしている。

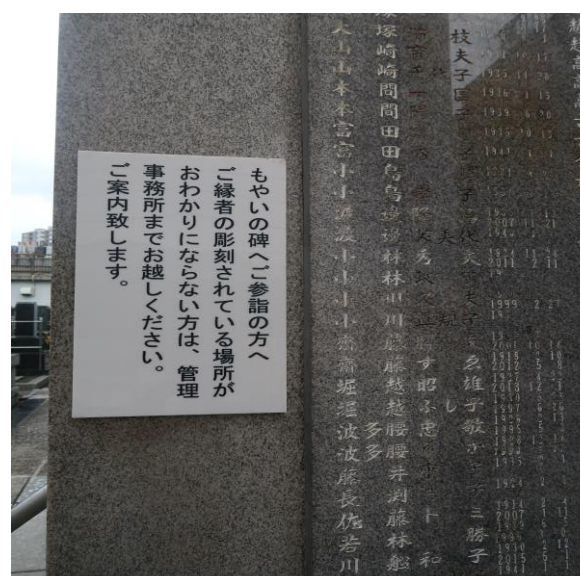
- ①生前からのつきあい 死後の眠るところを提供する場ではなく、家族・血縁中心から夫婦・個人、生前からのコミュニティづくりをめざし、「仲間づくり」「縁づくり」を具体化していく。
- ②平等なネットワークづくり-世代、性、地域、階層、人種、宗教を超えて、生前も死後の世界も平等に。
- ③ネットワークが社会を変える-墓地問題とともに、まちづくり、村おこし運動を全国に広める。
- ④「生きがい」「死にがい」社会学-「死の尊厳」の問題、ホスピスなどさまざまな分野から「よりよい生」をめざす。

この碑使用の資格は「会の趣旨に賛同すること」とされるが、具体的には「家族や血縁を超えたもっと広いネットワークをと考える人、シングルで暮らす人、子どものいない人、外国人や宗教の違いで他の墓に入れられない人、事情があって他にはいる墓のない人など」が想定されている。まさに、従来までの墓制においては排除されることが通例であった人びとの使用が認められているのである。

埋葬する際には、名前・生没年月日が彫刻された小さい骨壺に骨を入れて「もやいの碑」の下に安置し、残った遺骨は碑のそばの別の納骨スペースに合葬するという。年二回、4月8日と12月8日には合同慰霊祭が開催されている。



<写真 11> もやいの碑



<写真 12> もやいの碑横の墓碑銘

4.4 志縁廟

「志縁廟」は京都市右京区嵯峨野小倉山町 3 にある常寂光寺境内にある「永代供養墓」の一形態である（「志縁墓」「志縁塚」といわれることもある）。この廟が設けられるに至った経緯には戦争の影響がある。その経緯については「趣意書」に、以下のように記されている。

1930 年代に端を発した第 2 次世界大戦で 200 万人にのぼる若者が戦場で生命を失った。その陰でそれらの若者と結ばれるはずであった多くの女性が独身のまま自立の道を生きることになった。その数は 50 万人ともいわれる。

その直接的端緒は、かかる経験の渦中にあった「わだつみの女性」の一人、独身婦人連合会長の谷嘉代子さんと常寂光寺の長尾憲彰師との間で交わされた話であった。1978 年 4 月、常寂光寺を訪れた谷が知人であったこの寺の住職との会話の中で、「こんなところにお墓を作って欲しいわ」と軽く言ったことを、住職が受けてくれたというのである。そこで谷は準備会を独身婦人連盟とは別に組織し（後の「女の碑の会」）、市川房枝による「女ひとり ここに平和を希う」と刻まれた「女の碑」の石碑を、同寺境内に 1979 年 12 月に設立したのである。とは言えここで問題が起こったのは、この石碑は記念碑であったため、納骨が出来なかった。そこで、1982 年より納骨堂の建造準備が開始されることとなった。

納骨堂の落慶は、1989 年 11 月 15 日に行われた。その形態は、木造瓦葺き屋根の寄棟造で、地上一階地下一階からなっている。地上部には中央に須弥壇があつて観音像が安置され、三方の壁面には位牌棚が設けられている。地下には合祀用の納骨井戸（直径 50cm、深さ 2.5m）が 5 本掘られてあり、そこへ骨を合葬している。毎年 12 月には碑の会の法要が開催され、その年度内の会員物故者名を会の物故者名簿に記載している。

2000 柱受け容れ予定で始まった「志縁廟」であるが、定員数を超える希望が出されるようになったため、現在では新たな受入は行っていない。



<写真 13> 志縁廟（常寂光寺境内）

5. 「永代供養墓」の展開

5.1 六月書房刊の『永代供養墓の本』

本章ではマクロな観点から「永代供養墓」展開の把握を目指し、2015 年に六月書房から刊行された『霊園ガイド』編集部による『永代供養墓の本』増補改訂版：第六版（「第六版」と略称）所収の情報を整理したい。現在、「永代供養墓」を謳う墓地は全国に数多

く散在しているが、それらの情報を全国規模で網羅的に集めて示す資料はなかなかない。その意味で、1999年から2015年の間に増補、改訂を繰り返してきた本書は、現段階の「永代供養墓」に関する有効資料とすることが出来る。ちなみに本書の「永代供養墓」の定義は、「お墓の承継者の有無に関らず申し込むことができ、納骨された遺骨は、永代供養墓の管理者の責任において、永代にわたり管理、供養が受けられるといった、これまでにない新しいスタイルのお墓」である。なおここでは、第六版の資料と併せ、2000年刊行の増補改訂版（「〇年版」と略称）のデータも適宜参照する。

<表3>より明らかなように『永代供養墓の本』は、初版刊行の1999年から足かけ16年で頁数が2.2倍、収録件数は5.1倍に急増している。かかる展開は、「永代供養墓」そのものの急増を示す証左であり、この種の墓に対する社会の関心の高さを窺うことが出来る

<表3> 発行年別『永代供養墓の本』の比較

発行年月	書名	改訂など	総頁数	収録ヶ所	「BOOK」データベースより	「MARC」データベース(抄)
1999.04	『永代供養墓の本』	-	192	140ヶ所余	全国の永代供養墓140ヶ所を紹介したガイドブック。掲載項目は、所在地、連絡先、経営主体、使用資格、料金、供養形態、特色、写真など。宗派別索引付き。	
2000.04	『永代供養墓の本』	増補改訂版	309	229ヶ所	全国の永代供養墓約230ヶ所を集め料金や特色など必要な情報と写真を掲載。永代供養墓についての解説を併収。全国で初めての永代供養墓のガイドブック。	「継承者がいない」「自分ひとりのお墓が欲しい」「子供に面倒をかけたくない」などの様々なお墓に関する悩みを解消する、現代が必要とする新しいお墓の一形式である永代供養墓についてのガイドブック。
2009.03	『永代供養墓の本』	新版増補改訂版	328	453ヶ所	全国の永代供養墓453ヶ所を集め、料金や特色など必要な情報と写真を掲載。永代供養墓についての解説も併収。全国で初めての永代供養墓のガイドブック。	-
2010.09	『永代供養墓の本』	増補改訂四版	392	629ヶ所	全国の永代供養墓629ヶ所を集め料金や特色など必要な情報と写真を掲載。永代供養墓についての解説を併収。全国で初めての永代供養墓のガイドブック。	2000年刊の新装改訂版。
2012.12	『永代供養墓の本』	増補改訂五版	387	657ヶ所	全国の永代供養墓657ヶ所を集め料金や特色など必要な情報と写真を掲載。永代供養墓についての解説を併収。全国で初めての永代供養墓のガイドブック。	2000年刊の新装改訂版。
2015.02	『永代供養墓の本』	増補改訂版;六版	417	709ヶ所	全国の永代供養墓709ヶ所を集め料金や特色など必要な情報と写真を掲載。永代供養墓についての解説を併収。全国で初めての永代供養墓のガイドブック。もうお墓で悩まない、これからの新しい形。	-

*2000年刊行の増補改訂版の「『BOOK』データベースより」の部分は、書籍の腰巻きに記入の内容

る。本書はまさに、<表3>の「『Book』データベースより」に見るように、「全国で初めての永代供養墓のガイドブック」なのである。

今回使った第六版には2000年版の3倍以上、709ヶ所の情報が掲載されている。新規収録の「永代供養墓」には新造のもののみならず、それまで把握漏れだった「永代供養墓」も加わっており、より実態に即した資料が納められている。まずは収録された事例を、都道府県別に設置年の点から整理してまとめたものが<表4>である。

5.1.1 設置時期

最古の「永代供養墓」は、2000年版では1965年開設の徳島県鳴門市にある霊山寺であったが、第六版では1928年に開設された国柱会の「妙宗大霊廟」までさかのぼることが明らかとなった。改版中の加筆であろうが、昭和初期の開設である点から、この墓については以下で章を改めて考えてみよう。

設置年別でみると、一年当たりの件数が最も多いのは1999年の47件で、以下2000年の46件、2002年の45件、1998年の42件と、世紀の変わり目前後に集中している。そしてこれに続くのが2008年の41件、2009年の40件である。これより「永代供養墓」の急増期は、従来指摘されてきた1980年代ではなく、2000年前後の世紀の変わり目であることが明らかとなった。

<表 4> 都道府県別「永代供養墓」の設置年

『永代供養墓の本』増補改訂六版 六月書房、2015年より鈴木岩弓作成

都道府県	『永代供養墓の本』増補改訂六版																																								都道府県									
	H26	H25	H24	H23	H22	H21	H20	H19	H18	H17	H16	H15	H14	H13	H12	H11	H10	H9	H8	H7	H6	H5	H4	H3	H2	H1	S63	S62	S61	S60	S59	S58	S57	S56	S55	S54	S53	S52	S51	不明	合計									
北海道	1		1																																											9				
青森																																															2			
岩手																																															4			
宮城			2			1																																									15			
秋田																																															3			
山形																																															6			
福島																																															11			
茨城																																															19			
栃木																																															19			
群馬																																															16			
埼玉																																															94			
千葉																																															51			
東京																																															124			
神奈川																																															73			
新潟																																																14		
長野																																																11		
山梨																																															9			
富山																																															1			
石川																																															1			
福井																																																2		
岐阜																																																5		
静岡																																																29		
愛知																																																17		
三重																																																7		
滋賀																																																	10	
京都																																																19		
大阪																																																30		
兵庫																																																17		
奈良																																																	7	
和歌山																																																	9	
鳥取																																																	1	
島根																																																	4	
岡山																																																	8	
広島																																																	6	
山口																																																	7	
徳島																																																	3	
香川																																																	3	
愛媛																																																		4
高知																																																		1
福岡																																																		8
佐賀																																																		6
長崎																																																		5
熊本																																																		3
大分																																																		6
宮崎																																																		2
鹿児島																																																		2
沖縄																																																		3
年別小計	6	16	20	14	29	40	41	21	19	22	34	38	45	38	46	47	42	29	34	19	19	12	16	6	8	15	5	4	2	3	0	2	0	1	1	0	1	0	1	4	9	709								

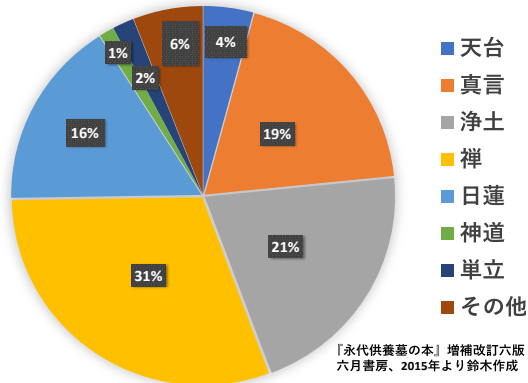
5.1.2 分布地域

都道府県別にみた「永代供養墓」の最多は東京都で、124 件であった。しかし全国に占める東京都の割合は、2000 年版と 2015 年版との比較では 24.2%から 17.5%に減少した。東京都に続いて多かった埼玉県（31 件が 94 件）と神奈川県（27 件が 73 件）では増加し、これら一都二県の合計では 113 件から 291 件と増加したが、全国に占める割合は 49.8%から 41.0%と減少している。またこの割合は、関東地方においては 65.2%が 55.9%と減少しているのに対し、中部地方が 11.3%から 13.5%、関西地方が 8.4%から 13.0%と増加している。さらに 2000 年版では「永代供養墓」の無い県が 7 県あったのに対し、第六版では全都道府県に最低一ヶ所は設置されていた。こうした変化からは、「永代供養墓」の普及は首都圏から始まり、現在なお地域間に濃淡は見られるものの、全国規模の波となって展開していることが把握できよう。

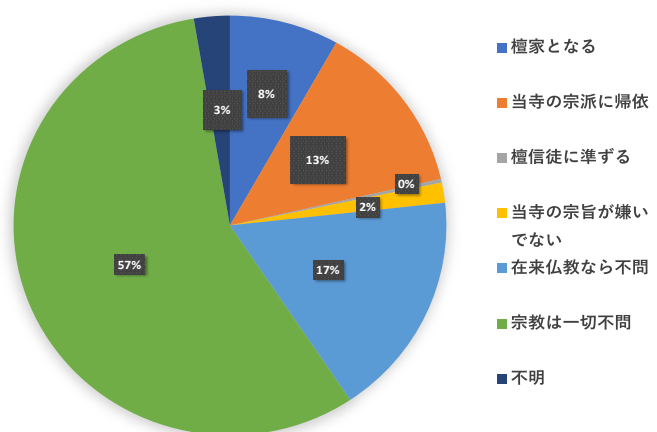
5.1.3 宗派宗教別「永代供養墓」の運営主体

「永代供養墓」の運営主体は、<図 4>に見るようにその九割は仏教寺院である。これを宗派の点から見ると、禅系統が最多で三分の一を占めているが、宗派間の偏りは大きくはない。「永代供養墓」は、個別宗派の教義の影響下に作られてきたものではなく、広く仏教系寺院の中で超宗派的に推進されてきた墓の形態であると考えることが出来る。

<図 4> 宗派・宗教別「永代供養墓」の割合



<図 5> 永代供養墓使用者の宗教的条件



5.1.4 「永代供養墓」使用上の条件

「永代供養墓」使用の条件は、日本人限定あるいは外国人は要相談とするケースもあるが、多くは不問である。外国籍の人々へのチェックは、おそらく仏教以外の宗教に対する警戒心に起因するものと思われる。実際、使用希望者の宗教については、四割の運営者が仏教であることを条件付けている (<図 5>)。その内訳は、「檀家にならないと使用出来ない」とする厳格な条件が 8%の他、「当寺の宗旨が嫌いではない」といった緩い条件まで含めると、「永代供養墓」が設置されている寺の宗派に拘るケースが 23%あった。宗派によって読誦する経典は異なるわけで、依頼者の宗派に拘るのは当然とも言える。さらに「在来仏教なら不問」の縛りは、伝統仏教教団との間に軋轢が生じることのある新仏教系教団に対する警戒の眼が認められる。とはいえ、六割近くの「永代供養墓」において宗教的規制が不問に処せられている点は、宗教者の行う判断として疑問は残る。

5.1.5 「永代供養墓」が胎む問題

見てきたように、「永代供養墓」へ納骨した遺族や納骨予定者がその寺の檀家となることは多くはない。しかし、遺族や納骨予定者をまとめる組織を作る場合も見られる。安穏廟・もやいの塔・志縁廟では会員制の組織が作られ、死後に同じ場所に入ることから、生前から会の企画に参加して交流する人々も珍しくは無い。いわゆる「墓友」である。

逆にそうした組織がない場合、納骨後に「永代供養墓」を全く訪れない人も多いという。

<墓の管理の永続性>と<死者の弔いの永続性>が共に担保される「永代供養墓」であるがゆえに、悪く言うなら「永代供養墓」は“骨捨て場”となる可能性を秘めているのである。その最たるものは送骨であろう。まずは、送骨の事例から見ていこう。

5.2 送骨を始めた大法寺における「永代供養墓」

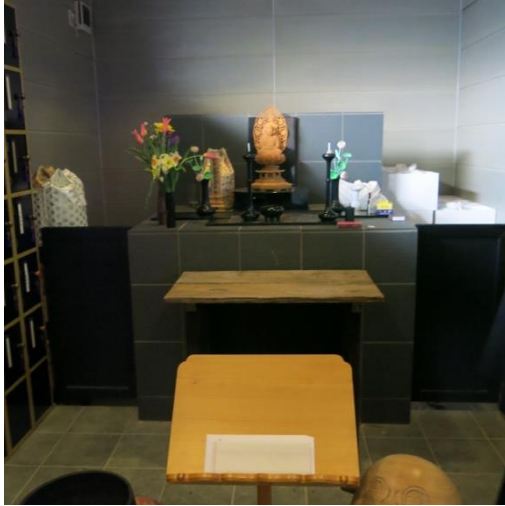
「送骨」とは、近年マスコミでも取り上げられている「永代供養墓」へ遺骨を納める際の“方法”で、ゆうパックを利用して寺院などに焼骨を送り、合葬式の「永代供養墓」に安価に納骨するシステムである³²。そもそも直接納骨に行けない事情があつて選択する方法であるため、遺族との関係が継続しないことが多い。そうした方法で届けられた遺骨自体は、管見の及ぶ限り、全て承継者のいない「永代供養墓」への納骨を目的としている。その意味から、近年注目されている「送骨」は、「永代供養墓」に位置する事例の下位概念として成立していると位置づけることが出来よう。ちなみに筆者がインターネットの複数の検索サイトから集計した「送骨」受け入れ施設は、2016年3月末現在全国に62ヶ所確認された。そうした事例のいくつかの実態調査を行った結果、非常に真摯に社会問題打破として実施している事例がある反面、そもそも経営実態が定かではない場合や、明らかな名義貸しで運営されている事例の存在が見られることが判明しており、「送骨」の実態が非常に多様であることがわかってきた。以下、わが国で最初に「送骨」を実施した富山県高岡市の大法寺の事例をまとめてみよう。

海秀山大法寺は、日蓮宗の古刹である。この寺が「送骨」システムを日本で最初に採用したことで知られるようになった契機は、2010年のNHKによる『無縁社会～“無縁死”3万2千人の衝撃～』に取り上げられたことによる。この番組で送骨が取り上げられるきっかけは、引き取り手のない遺骨の行方を追っていた番組スタッフが、失踪した人の家の仏壇に放置されていた遺骨を整理していた業者が、ゆうパックで遺骨をこの寺に送っていたことに気づいたためである。

大法寺で「送骨」を始めたそもそものきっかけは、承継者のいない墓をもつ檀家からの要請を受け、2006年に合祀墓「寂照」を建立して供養を始めたことにある。こうした墓が建立された話が広まると、檀家とは無関係な首都圏の行政担当者や葬儀社から、いろいろな事情で引き取り手のない遺骨を納めてもらえないかとの打診があつた。そこで「断ったらどうなるか」と問うと「最終的には廃棄となる」とのことであつたため、栗原老師はやむなく檀家以外の遺骨も受け入れるようになったという。さらにそうした情報が広まってくると、依頼者の中には寺まで遺骨を持って行けない経済的困窮者もいたため、栗原老師は宅配便の活用をすることで、直接遺骨を持参しなくてもすむ納骨システムを考え出したのである。実は郵便局のゆうパックは、クロネコヤマトや佐川急便とは異なり、遺骨の受け入れ拒否は明文化してはいない。そこで郵便局のゆうパックの活用を考えた栗原老師は、焼骨を入れた骨壺が破損しないような工夫をした専用の箱に必要書類などをセットにし、この「送骨パック」を使つての納骨システムが実現されたことから、「送骨」の語が世に流布するようになったのである。こうした際に気になることは、遺骨を送る際に、「品名」になんと記してあるかという点であるが、たまたま筆者が見たものには「銅器」となっていた。

現在大法寺には、檀家専用的一般墓地の他に、3種の「永代供養墓」が設置されている。それはまず所定の埋納袋に収骨して土の中に埋葬する「合祀墓所：寂照」であり、個人もしくは夫婦用のロッカー式遺骨・位牌の収納スペースである「集合墓所：慧明」、そして祭壇スペースと納骨スペースを一体化させた納骨堂としての「納骨堂：瑞光会館」である。

これらの「永代供養墓」の使用権は檀家に限定されてはおらず、また宗派・宗教を問わずに受け入れられている。とはいえ「永代」に供養する儀礼の宗教的色合いは日蓮宗に



＜写真 14＞寂照の祭壇

右奥に、布袋に入った遺骨



＜写真 15＞慧明のロッカー式スペース

右端は栗原老師

限定されており、大法寺の僧侶が日蓮宗の教義に則って毎朝のお勤めや、お盆、お彼岸などの供養を行っている。

さらにこの寺の「永代供養墓」運営に関して特筆すべき点は、特定非営利活動法人「道しるべの会」がこの寺の「永代供養墓」運営に一枚咬んでいる点である。NPO 法人「道しるべの会」の関心は、単に死後の遺骨の問題のみにあるわけではなく、最終的にそこへと着地するまでに経験する高齢者や障害者に対する支援を含めた大きなスケールの人間支援にある。かかる視座が生まれてきた背景は、生前にこの寺への納骨を予約していたとしても、本人が亡くなったことを誰がどのように寺に連絡して来るのか、誰が葬儀を出して、誰が遺骨を大法寺に届けてくるのか、といった孤独死の増加している現代ならではの危機への対処方法の確立が最重要なポイントになっているという認識があるからである。そのための方策として、法律支援、サポート支援、生活支援、後見人・身元引受支援等の課題を、地域内の弁護士・司法書士・税理士・行政書士などによる分業体制の中でシステム化し、高齢者や生活保護受給者・施設入所者などの支援を統合的に実現する組織を運用しているのである。こうしたことから大法寺の「永代供養墓」への納骨は、ある意味、年をとりつつ、体が思うように動かなくなっていく中でその生を生きている人々に対する、生活支援の最終着地点と位置づけられるのである。

5.3 沖縄県にみる「永代供養墓」の展開

以下では、沖縄県における「永代供養墓」の展開状況についてみていくことにしたい。こうした事例に関心をもつ理由は、沖縄県における信仰慣行の特徴として、従来から強く指摘されてきた点は、先祖祭祀が非常に盛んで、先祖あるいはその象徴ともなる位牌を指す「トートーメー」の継承は厳密な仕来りでなされている点であった。それが本章第1節で扱った『永代供養墓の本』の分析をする内、前回は「0件」であったものが、2015年版になると「5件」に増加していたのである。そこで今年度の調査では沖縄県の事例を見ることで、新たな動向の意味を考えてみたい。

『永代供養墓の本』に収録されている5件は、実はみな同じ「公益財団法人沖縄県メモリアル整備協会（以下、整備協会と略称）」の運営する「永代供養墓」であった。以下では、整備協会の運営によるメモリアルパークの事例を手掛かりに、その実態を見ることにしたい。

整備協会のパンフレットによると、「沖縄県メモリアル整備協会の供養のカタチ」は以下のようにまとめられる。

これまで、「お墓」や「供養」は親から子、孫へと継承されて行くものと考えられてきました。しかし、世帯人口の減少や少子化など社会環境や価値観の変化により、「お墓」

や「供養」のカタチも時代のニーズに合わせて多様化してきました。自分にあった「お墓」や「供養」を選択することはとても大切なこと。私たちは、お客様のお悩みや心配事、ご要望を一緒に考え、お客様のご希望に合うお墓や供養方法を見つけるお手伝いをいたします。



<写真 16>具志川メモリアルパーク遠望

整備協会の歴史的展開は、次頁の<表 5>にまとめた。ここに見るように、整備協会では、沖縄県各地に7ヶ所のメモリアルパークを開設し、各地域のニーズに応じた管理型公園墓地を運営している。具体的に言えば、本島の北から「やんばるメモリアルパーク」「具志川メモリアルパーク」「泡瀬メモリアルパーク」「中城メモリアルパーク」「大里メモリアルパーク」そして「宮古島メモリアルパーク」「石垣メモリアルパーク」である。それぞれのメモリアルパークでは、管理型公園墓地の「一般墓」・海洋散骨と永代供養を結びつけた「美ら海」・永代供養の家族墓「結」・永代供養の樹木葬「花想」などいろいろなタイプの供養が考えられている。まずは「沖縄県初の永代供養墓 終活時代のお墓のカタチ」と銘打って展開している永代供養・納骨堂の「おきなわ霊廟」について見ていこう。

「おきなわ霊廟」は納骨堂と永代供養墓とを合体させたような施設である。建物の外には、祭壇が設けられてあり、毎月1回、各メモリアルホールで開催される「合同供養法要」の会場となる。100名近くの参加者がある場合もあり、この施設前にテントが張られる場合もある。この建物の中には納骨堂があり、そこに遺骨を1年間安置して行う「一年安置供養」の後に、遺骨を納骨袋に移して霊廟内の合同供養墓へ納骨する。



<写真 17>具志川メモリアルパーク「おきなわ霊廟」前における合同供養法要



<写真 18>具志川メモリアルパーク「おきなわ霊廟」内部の納骨堂

<表3>沖縄県メモリアルパーク関連年表

年	月	日	事項
1994	11	15	沖縄県知事より協会設立の許可
1994	11	30	(財)沖縄県メモリアル整備協会設立
1995	3	28	(財)沖縄県メモリアル整備協会設立発表式典
1995	4		平成7年度那覇・浦添・県内市町村墓地実態調査(～7月)
1995	9	30	「沖縄お墓シンポジウム」主宰
1995	9		第一回墓地意識調査(～11月)
1996	2		第二回墓地意識調査(～3月)
1996	4	4	「お墓についての座談会」主宰
1996	4	26	「沖縄お墓シンポジウムII」主宰
1998	9	30	泡瀬メモリアルパーク墓地経営許可取得
1999	11	11	泡瀬メモリアルパーク開園
2000	3	29	中城メモリアルパーク墓地経営許可取得
2000	4	20	浦添市無縁骨収蔵墳墓完成
2001	12	10	中城メモリアルパーク開園
2005	6	10	大里メモリアルパーク墓地経営許可取得
2006	4	4	具志川メモリアルパーク墓地経営許可取得
2006	5	25	大里メモリアルパーク開園
2007	3	22	具志川メモリアルパーク開園
2007	11	13	中城メモリアルパーク第2期墓地経営許可取得
2008	8	8	中城メモリアルパーク第2期間園
2008	9	11	中城メモリアルパークおきなわ霊廟(納骨堂)経営許可取得
2009	3	31	具志川メモリアルパーク第2期墓地経営許可取得及びおきなわ霊廟(納骨堂)経営許可取得
2009	9	19	中城メモリアルパークに「おきなわ霊廟」完成
2010	4	28	大里メモリアルパークおきなわ霊廟(納骨堂)経営許可取得
2010	4	29	中城メモリアルパークに「位牌供養塔」完成
2010	5		具志川メモリアルパークに樹木葬「花想(はなうむい)」完成
2010	11	19	具志川メモリアルパークに「おきなわ霊廟」完成及び第2期間園
2011	2		中城メモリアルパークに樹木葬「花想(はなうむい)」完成
2011	7	16	大里メモリアルパークに「おきなわ霊廟」完成
2011	10	18	大里メモリアルパーク第2期墓地経営許可取得
2012	4	27	大里メモリアルパーク第2期間園
2012	9	19	沖縄県知事より公益財団法人として認定
2012	10	1	公益財団法人沖縄県メモリアル整備協会設立
2013	11	6	名護やんばるメモリアルパーク墓地経営許可取得
2013	7	1	大里メモリアルパークに期限付き墓「結(ゆい)」完成
2013	11	22	宮古島メモリアルパーク墓地経営許可取得及びおきなわ霊廟(納骨堂)経営許可取得
2014	3		第1回おきなわ終活フェア開催・協賛
2014	4	1	宮古島メモリアルパーク開園
2014	6		「オキナワン・ライフエンディングステージ」構築事業を、沖縄県が平成26年度「地域連携プロジェクト推進事業」に認定
2014	6	1	名護やんばるメモリアルパーク開園
2014	10		南風原町兼城に「メモリアル終活支援センター」を開設
2014	12		宮古島メモリアルパークに「おきなわ霊廟」及び管理棟完成
2015	3		第2回おきなわ終活フェア開催・協賛
2015	4		一般社団法人終活カウンセラー協会沖縄支部が発足/終活支援センターにて「終活セミナー」初開催
2015	5		中城メモリアルパークに終活サロン「lively(リベリイ)」オープン/中城メモリアルパークにて「終活セミナー」初開催
2015	8		名護やんばるメモリアルパーク第2期墓地経営許可取得及びおきなわ霊廟(納骨堂)経営許可取得
2015	10		第3回おきなわ終活フェア開催・協賛
2016	4		名護やんばるメモリアルパーク「おきなわ霊廟」完成予定
2016	8		石垣メモリアルパーク開園
2018	1	10	八重瀬メモリアルパーク予約開始/「永代供養付き墓地第1期墓石ラインナップ」
2018	2		石垣メモリアルパークに永代供養墓「おきなわ霊廟」完成
2018	4		八重瀬メモリアルパーク開園予定

納骨を済ませた人の名前は、「久遠の礎」に記名彫刻されることとなる。整備協会で設定している墓には「一般墓」のみならず、「その他の形式の墓」もみられる。海洋散骨の「美ら海」においては、遺骨の一部は散骨せずに「おきなわ霊廟」に納骨し、「結」や「花想」も契約期間が過ぎると最終的には「おきなわ霊廟」に遺骨を納めることになっている。いずれのタイプも、最終的には永代供養の施設において「永代に渡り」供養されるというシステムをとっているのである。



<写真 19> 具志川メモリアルパークの「久遠の礎」

<写真 19>からも明らかなように、「久遠の礎」に刻まれた俗名には、「朱」の入った名前が多々見られる。これは生前契約をした生者の名前前で、「おきなわ霊廟」のようなタイプの「永代供養墓」に対して、関心をもつ人が多いことがわかる。

沖縄県で行われてきた先祖祭祀は、わが国の先祖祭祀を考える際、本州などと比較して異なる文化をもつ点で重要な位置を占めてきた。そうした中で沖縄の葬送墓制、とりわけ墓地問題は、なかなか触れることの出来ないタブー視される領域であった。中でも無縁墓の扱いは大きな社会問題ともなっており、県内各地に散在する所有者不明の個人墓は、町の再開発や住民生活の妨げになることが多かったのである。しかしそうした問題も、厚生労働省の指導の下、「墓地埋葬法」に関する権限の市町村に対する移譲が 2009 年 1 月から開始され、2016 年 4 月に全て完了した。かかる法整備の影響によって、少子化や人口移動などの要因に加えて、墓を移動するための「改葬」や「墓じまい」を行うことを後押しする結果を生むこととなってきたものと考えられる。

そうした流れの中、沖縄においては 2020 年は「ユンヂチの年」であった。この年は、先祖祭祀に関わる墓や位牌などを巡って改葬や交換をするのに最適な年だとされ、例年を超える改葬がなされるものと言われてきた。ちなみに新暦を元にしたユンヂチの期間で言うなら 2020 年 1 月 25 日～2 月 11 日がその中心であったが、近年はユンヂチがある年自体をユンヂチと呼ぶことが多く、2020 年の旧暦 1 月 1 日である 1 月 25 日から旧暦 12 月 30 日である 2021 年の 2 月 11 日までが、こうしたことを行う最適な期間と考えられていた。残念ながらコロナ禍の影響のもと、「ユンヂチの年」であることがどの程度意識されて行動に移されているかは把握できていない。とはいえこうした伝統文化を踏まえながらも、日本全国に共通する社会問題などが絡む沖縄においては、「永代供養墓」のさらなる普及が進んでいることは、この間把握してきた動向から判断して間違いのないものと思われる。

5.4 浄土真宗にみる本山納骨の実態

5.4.1 問題の所在

浄土真宗に関係する教団には本山となる寺院があり、その境内の一角、もしくは本山寺

院からは離れた山裾などに「本山納骨」を受け入れる施設が設置されている場合が多い。それらは寺院付属の「墓地」であったり、近年急速に増加している「納骨堂」である場合もあるが、特に特徴的に見られる慣行として、「御廟」などと呼ばれる親鸞聖人や各教団の歴代上人が眠る墓地の周辺に設けられた施設へなされる納骨は注目すべきである。真宗地帯とも言われる地域には、つい最近まで「無墓制」と呼ばれる習俗、すなわち火葬後の殆どの遺骨を放置したり投棄して、墓地を設けない墓制を行う所があったことが知られている。例えば鳥取県東伯郡湯梨浜町浅津地区などでは、東郷池のほとりのヒヤと称する火葬場で死者を火葬後、骨の一部は「本山納骨」のために捨てるもの、それ以外の骨や灰はヒヤのすぐ下の小川を通して東郷池に流してしまい、墓は一切作らないことで有名であった。浄土真宗系教団の多くに見られる「御廟」などと称される親鸞聖人の墓所を設けている所では、その信者ともなる門徒の間では、「親鸞聖人のおそばに……」との願いに基づいて「御廟」近くに納骨されることを願う伝統が広く見られてきた。真宗系教団が行ってきた遺骨の扱いに関するそうした習俗自体、古くて新しい問題として現代に伝えられてきたものと考えられるが、こうした慣行を改めて再考することは、現代社会の墓問題、とりわけ永代供養墓のあり方を考える際にも有効なヒントを与えてくれるものと思われる。本稿では、そうした視点に立って、イエ亡き時代の日本における墓制のあり方について考えてみたい。

5.4.2 親鸞聖人の遺骨のある浄土真宗の本山納骨

前節で聖人の遺骨を護持しているとされている寺院として取り上げた順に、現在の本山納骨の状況を見ていくことにしよう。

(1) 龍谷山本願寺（浄土真宗本願寺派）

親鸞聖人は弘長2年（1262）11月28日に亡くなったとされ、29日に京都の鳥辺野で火葬されたと言われる。親鸞の荼毘所については諸説あるが、浄土真宗本願寺派では本願裏手から清水寺への山道を少し登った左側、日蓮宗実報寺の墓域を通して谷を降りたところがその地と定めている。現在では「親鸞聖人奉火葬之古蹟」と書かれた石塔に屋根がかかっており、その場所を「御荼毘所」と呼んでいる。荼毘に付せられた聖人の焼骨は翌30日に拾骨され、大谷の地に納められたとされる。その後10年を経て、聖人の末娘の覚信尼が諸国の門弟の力を借りて聖人の焼骨を吉水の北辺に改葬し、堂を建立して御影像を安置し、そこが「大谷影堂」「大谷廟堂」と呼ばれる本願寺の始まりの地となったという。本願寺は各地に寺基を移転した後、天正19年（1591）に七条堀川の地を豊臣秀吉より寄進され、慶長7年（1602）には徳川家康が七条烏丸に四町四方の寺地を教如に寄進して「東本願寺」が分立して以降、准如が継承した七条堀川の本願寺は「西本願寺」と呼ばれることとなり、この地は宗祖親鸞聖人と本願寺歴代宗主の廟所として門信徒の篤い信仰のもとに護持されることとなった。

浄土真宗本願寺派の本山納骨は、飛び地境内の「大谷本廟」で行われており、納骨方法の点から「祖壇納骨」「無量寿堂納骨」「墓地納骨」の3種ある。納骨を縁に、往生した人を偲ぶ法要として、毎年6月「大谷本廟納骨・永代経法要」が開催される。

①祖壇納骨

親鸞聖人の御廟所は「親鸞聖人のお墓」という認識がもたれており、ここへの納骨は宗祖親鸞の「お墓の側ら」へ納骨されるものと理解されている。納骨にあたっては、お骨の容量から「全骨（全ての遺骨）」／「分骨（一部の遺骨）」と、お骨を入れる容器の大きさから「大型」（小型より大きい容器）／「小型」（底面の最長が9cm、高さが15～16cmの大きさ）の別がある。納骨申請書の裏面に「納められたご遺骨を出骨することはできません」とあるように、祖壇納骨として納骨された骨は最終的には合葬される。この施設の特記すべき点は、分骨のみならず、全骨納骨でも問題なく受け入れられていることである。即ち、ここに全骨を納めるならば、個別の墓は必ずしも必要ではなくなる可能性が生じているのである。納骨の際には浄土真宗本願寺派所属寺院住職の署名捺印のある「納骨届」が必須書類で、全骨を納骨する場合には「火葬許可証」、改葬する場合には「改葬許可証」も必要となる。祖壇前には、拝堂にあたる「明著堂」が立っており、

年間 15,000 件の祖壇納骨があるとされる。明著堂の中には、歴代宗主やお裏方の廟墓、祖壇納骨所がある。

②無量寿堂納骨

本廟敷地内のバイパス側に 2 棟建つ第一、第二の無量寿堂は、いわゆる「納骨堂」である。10 階建ての第一は昭和 43 年（1968）³³、7 階建ての第二は平成 2 年（1990）の造営で、分骨を納める 32,000 余の納骨壇が設けられている。使用者は浄土真宗本願寺派に所属する個人・寺院・団体に限られ、祖壇納骨と同じ「納骨届」の提出が必要である。個人・寺院・団体名義の仏壇付き納骨所への納骨であるが、分骨のみを受け入れている。個別の仏壇の下に専用の納骨スペースが設けられる構造をとるのは特別区画と普通区画とである。寺院専用小型納骨所と小型区画は共用の仏壇を囲んだ 15 区画で、中型区画（最下段）と新小型区画とは同じく 18 区画で一つの仏壇を共用することになる。

③墓地納骨

本廟脇から清水寺へと登る山道沿いに位置する「大谷墓地」は、祖壇が現在地に移転した寛文元年（1661）、本願寺第 13 代良如上人の時代に九条の西光寺から出された、廟外に墳墓を建立する願いに応じて始まったとされる³⁴。以後、宗祖を追慕する門信徒がここに墓地を求める。現在約 13,000 余区画ある墓地の使用者は、浄土真宗本願寺派に所属する人に限られる。現在受付中の墓地には、個人・寺院・団体名義の墓の別がある。

(2) 真宗本廟（真宗大谷派）

宗祖親鸞聖人の亡き後、聖人を慕う多くの人々によって建てられた廟堂を起源としている真宗大谷派の本山で「真宗本廟」、通称東本願寺と呼ばれる。慶長 7 年（1602）に徳川家康から七条烏丸の地を寄進され、宗祖親鸞聖人の御真影を祀る「御影堂」とご本尊の阿弥陀如来を安置する「阿弥陀堂」を建立したことで、真宗門徒の根本道場としての本山（真宗本廟）が成立した。江戸期に 4 度の火災により両堂を消失したが、その度に全国のご門徒の力により再建を繰り返してきた。現在の御影堂（ごえいどう）は明治 28 年（1895）に再建された世界最大の木造建築である。なお真宗大谷派では、本願寺三世覚如が著した『本願寺聖人伝絵』（『御伝鈔』）に、「鳥部野の南の辺、延仁寺に葬したてまつる」と記されていることを根拠として、親鸞聖人が茶毘にふされた場所を東山区今熊野総山町にある現在の延仁寺としている。現在真宗大谷派で行われている納骨方法には、3 種ある。

①大谷祖廟

親鸞聖人が亡くなって 10 年後の弘長 2 年（1262）11 月、末娘の覚信尼がそれまでの聖人の墳墓を改めて廟堂を建て聖人の御影像を安置したが、それが大谷祖廟の起源であり、本願寺の始まりと考えられている。その後幾多の変遷を経、本願寺が分派したことにより寛文 10 年（1670）、聖人遷化後に設けられた祖墳にほど近い現在地に宗祖の御遺骨が納められた御廟が造営され、全国の真宗門徒の帰依処として、「万骨一廟」の精神によって受け継がれてきた。この地には親鸞聖人の御遺骨のみならず、本願寺の歴代上人やその教えに帰依した門徒の御遺骨が収められているという。

「大谷祖廟納骨申込書」によると、まずはじめの確認事項は「真宗大谷派（東本願寺）親鸞聖人御廟へ納骨致します」とある。手順としては、大谷祖廟本堂で読経した後御廟にても読経し、担当の僧侶が遺骨を受け取って御廟にもって行き納骨される。また申込書に「お納めされたご遺骨はお返しできません」とあるように、御廟に持ち込まれた遺骨は合葬されるため、納骨されて以降に返却を求められても対応できかねるとされる。なお現在使われている申込書には、「全骨／分骨」を選択する欄が設けられており、全骨収骨の受け入れがなされている。

配付されている案内書では「真宗大谷派に属する方が納骨される場所」とあるが、同名のホームページでは「所属寺が無い場合や、大谷派以外（他宗他派）の信者でも納骨はできますか？」の質問に対し、「お納骨できますが、納骨にあたり確認事項とお願いをお伝えいたします。詳細は、大谷祖廟事務所までお問い合わせください。」とある。

(http://www.higashihonganji.or.jp/worship/otani/pdf/sobyu_pamphlet.pdf)。

納骨後、祥月命日のみならず月命日にも、永代にわたり本堂で永代経を読経してもらえ

る。



<写真 20>大谷祖廟

② 東大谷墓地

大谷祖廟の南隣の斜面、京都市東山区円山町にある東大谷墓地は真宗大谷派が管理運営する墓地である。年2回、本派の寺院・教会、門徒、縁故者に対し、新規墓地紹介期間が設けられる。墓石には、真宗の風習にあった「南無阿弥陀仏」もしくは「俱会一処」の何れか一方を彫ることになっている。墓地冥加金として、墓地使用料の他、90cm×90cmの1区画ごとに5,000円の奉讃会費（年間管理費）の納入が求められるが、奉讃会費が10年以上未納の場合、墓地使用权は取り消され、無縁墳墓調査対象となって撤去対象となる。

③ 真宗本廟収骨

真宗本廟は、京都駅北口の烏丸通七条にあるいわゆる東本願寺の御影堂内にある聖人御真影の須弥壇のもとへの納骨のことである。2009年12月末までの「相続講員須彌壇収骨」が2010年1月より「相続講員真宗本廟収骨」と変更され、宗祖親鸞聖人の御真影を安置している御影堂の須弥壇への納骨を行っている。ここへの納骨では、遺骨を7cm角の桐箱に納めることになり、入りきらない遺骨は受け付けられない。また合葬されることから、一旦収めた遺骨の返却には応じられない。お手次ぎ寺を通じて手続きするため、大谷派の門徒が対象である。

(3) 専修寺（真宗高田派）

真宗高田派の本山は専修寺（せんじゅじ）といい、三重県津市一身田町に位置し「高田本山」と呼ばれている。真宗高田派の端緒は、下野国芳賀郡大内荘高田（現在の栃木県真岡市高田 1482）にやって来た親鸞聖人が建立し、後に専修寺と呼ばれることとなった堂宇にある。そこは流罪にあった聖人が越後で5年過ごして後赦免されると共に、関東における念仏教化の拠点としたところで、聖人が留守の際には真佛上人が預かり、聖人御帰洛後には「高田門徒」たちの専修念仏の根本道場となった。真佛上人を継いだ顕智上人は、聖人の入滅・葬儀に立ち会ったので、聖人の遺骨の一部を高田へ持ち帰り、境内に御廟を建立した。その後この寺は、「専修念仏の旗手」という意味から専修寺と呼ばれることとなった。15世紀半ばに第10世の真慧上人が伊勢国一身田に専修院別院となる無量寿院を建立して東海北陸地方への教線拡大を図ったが、その頃高田にあった専修寺は戦国時代の戦火に遭って消失した。そのため教団の本山としての機能は、一身田の無量寿院が専修寺と改

称されて担うことになった。高田の専修寺が復興したのは近世以降で、現在「本寺」と呼ばれて高田山専修寺と称している。

真宗高田派では、本山・本寺ともに境内の御廟に親鸞聖人の遺骨を守っていると言われる。以下、本山と本寺に分けて「本山納骨」について見てみよう。

①本山専修寺における「本山納骨」

御廟は境内の西端、築地塀に囲まれた区域にある。緑の絨毯のような苔の中央に、裾廻りを切石積とした土饅頭があり、その頂上部を石柵と石門で囲ったところが親鸞聖人の墓である。垣の中は四角形の石だけで墓標もない。しかし宝庫の古目録に寛文 12 年（1672）に御廟を造営して聖人御遺骨の一部を埋納したことが記されており、聖人の御真骨を埋めたお墓と見なされている。四角形の石造基壇の上に木の墓標を立てただけの簡素なものだが、第 2 世真佛上人以降の歴代上人の墓も、聖人のお墓の両側に順序よく並ぶ。この御廟の裏手に位置する納骨堂への、亡き人の遺骨の一部（分骨）の納骨を「本山納骨」と呼ぶ。「納骨堂管理規則」の第 1 条第 2 項によれば、「親鸞聖人のお示し下さった阿弥陀仏の本願力により、浄土往生の素懐をとげられた故人の遺骨を御開山親鸞聖人の御廟のお側へ分骨し、念仏相続の場とすること及び本山とのご縁をより深く結ぶことを旨とする」とある。その意味から「本山納骨」のことを御開山親鸞聖人への「お届け参り」とも呼ぶ、なお「本山納骨」には「一般納骨」と「納骨壇納骨」があり、前者は本山専修寺の敷地内へ合葬する納骨、後者は納骨壇使用許可者及び使用者に委託された者が許可されている納骨壇へ納骨する事をいう。

②本寺専修寺における「本山納骨」

本寺高田山専修寺は、栃木県真岡市高田 1482 に位置している。境内にある如来堂の横の、老杉の生い茂る道を 200m ほど進んだ境内の西南端に、玉垣をめぐらした御廟所がある。中央の石垣の中にある高さ 145cm の素朴な石塔が親鸞聖人の墓碑である。五輪塔と似た形ではあるが、石造美術の研究者からは「笠塔婆」と呼ばれる形式で、笠の曲線部は鎌倉時代の特徴を伝えるものと言われる。この形式は、高田本の『親鸞聖人伝絵』や琳阿本の『善信聖人絵』に描かれた聖人の墓所とよく似ている。聖人の墓碑の両側に並ぶ歴代上人の墓碑も同様の形式だが、時代の流れと共に墓碑の高さや太さに変化が見られる。親鸞聖人遷化後、葬儀は第 3 世顕智上人によって営まれたが、その際遺齒 9 粒を頂戴して専修寺に帰りここに埋葬されたと言われている。

親鸞聖人と第 2 世真佛上人以降の歴代上人の墓域である御廟は、境内の西端、築地塀に囲まれた御廟拜堂の奥の石橋を渡った先に位置する。聖人の墓は、裾廻りを切石積とした土饅頭の頂上部を石柵と石門で四方から囲まれた形をし、寛文 12 年（1672）に御廟を造営した際、聖人の御真骨の一部をここに埋納したと宝庫の古目録に記される。「本山納骨」は、納骨方法の点から「一般納骨」と「納骨壇納骨」の 2 種見られる。

③「一般納骨」

この納骨は、「本山専修寺の敷地内へ合葬する納骨」（「納骨堂管理規則」第 3 条第 2 項）とされるが、具体的な場所等は示されていない。

④「納骨壇納骨」

「納骨壇使用許可者（以下使用者）及び使用者に委託された者が許可されている納骨壇へ納骨する事」をいう（同第 3 条第 3 項）。納骨堂が出来たのは昭和 38 年（1963）のことで³⁵、毎年 11 月 3、4 日に「納骨堂法会」が厳修されている。納骨堂内の納骨壇は、収納可能な納骨容器の数によって 3 種に区分される。「納骨堂への納骨を本山納骨」と呼んでおり、ここで行われている本山納骨において留意すべきは、「ほんの少しのご遺骨をお持ち下さい」「納骨壇は仏壇の代わりでも、墓地の代わりでもありません。ご留意下さい」と厳しく書かれている点にある。高田派では「本山納骨」のことを御開山親鸞聖人への「お届け参り」とも呼び、その意味は「大切な方がお浄土へ往生されたことを、御遺骨の一片を持って聖人のお墓の前でご報告すること」であり、「ご遺骨の一片だけでも聖人のおそばに納めさせていただきたいというわれわれの願い」から行う行為とする。浄土真宗の教えに沿えば死者は亡くなった際に既に救われているので、ここは墓や納骨堂とは異なる空間で、ここに骨を納める意味は、力説するのであろう。納骨壇は「高田派寺

院及びそれらに所属する檀信徒に対し使用を許可する」(第4条)とあり、そこでの法要儀式は、真宗高田派式のもの以外は認められない。納骨実態について、『仏事のQ&A高田のあれこれ』には、1998年の1月から6月までの半年に1367件の本山納骨があったことが記されている³⁶。

(4) 山元山證誠寺(真宗山元派)

證誠寺の開山は、親鸞聖人が承元元年(1207)2月、念仏停止の事に連座せられ、越後の国府(現在の直江津)へ御流罪の身として御下向の途中、越前の山元の庄(現在の鯖江陸軍墓地)におき親しく教を垂れられたことに淵源をもつ。越後へ向かった聖人はその後赦免され、北陸・関東を御巡化になった後、嘉禎元年(1235)に上洛した。その事を知った越前の同行が、聖人にこの地への御下向を願い出たが聖人はすでに御年63才の御老体で、その懇請を受ける代わりに、聖人自身の御影と併せて御真筆の御名号など数品を息子の善鸞上人に托して差し遣わした。善鸞上人の嫡男の浄如上人は、若年にして上洛して祖父にあたる親鸞聖人に常随親化を受け、聖人が遷化後、その分骨を奉持して山元の庄に帰住し、聖人の御意旨を継いで真宗の教法弘通に専念した。嘉元2年(1304)8月2日、後二条天皇勅して参内せしめ、拝謁を賜い、御宸筆の「山元山護念院證誠寺」の勅額及び勅願所の御宣下を蒙った。證誠寺は、至徳2年(1385年)に親鸞の長男善鸞の系統で真宗三門徒派の開祖である如道の門人道性が越前国山本荘の、現水落駅のある鯖江市水落町1丁目7證誠寺遺跡に創建したとされている。ところが師の没後、後継者である次男が浄土宗に改宗したために内紛が起こり独立した。文明7年(1475年)に現在地に移転したが、弱小宗派であったために毫撰寺(真宗出雲路派)の傘下に入り、毫撰寺住持が證誠寺の住持を兼ねる期間が長く続いた。後に毫撰寺第8世善鎮が毫撰寺の門末に加え、證誠寺の門末をも引き連れて本願寺第8世蓮如に帰依して京都山科本願寺に合流したため、證誠寺自体も本願寺の傘下に入った。近世には天台宗聖護院の末寺となり、明治には一時浄土真宗本願寺派に統合されたが、明治11年(1878年)に山元派として再独立した。

境内には、御影堂と阿弥陀堂の間に「真宗源本廟」と書かれた昭和30年(1955)に改修されたことが明記されている石塔が建っており、この地が親鸞聖人の遺骨が安置されている本廟であることが明示されている。ちなみに現在、御廟は両堂の裏の墓地の一角に柵で囲まれて建っている。その区画の中央に四角い壇が築かれ、その上に石塔が3基一列に立っている。一番前の低い石塔は書かれている文字が見えず、真ん中の石塔には「南無阿弥陀仏」、一番奥の石塔には「宗祖讓歴代総廟」と書かれている。またこの壇に向かって右側には代々の上人達それぞれの墓が並んでいる。

真宗山元派は、文化庁の『宗教年鑑』によると、信者数1476名と浄土真宗系教団の中では規模が小さい³⁷。そのため「本山納骨」に関する案内などの配付はなされておらず、山元派の門徒に対する閉じられた中で受け入れられている。とはいえ、安政4年(1857)の「本山證誠寺役寺日勤定書」には「年忌、又ハ納骨参詣有之候節」とあり、「納骨ハ、一日モ無滞、当番之者と即日御廟処^ニ納可申候事」としていることから、少なくとも近世末には、既に「納骨参詣」が盛んであったことが明らかになる³⁸。現在、證誠寺では二種の本山納骨が行われている。

① 御廟納骨

御廟は両堂の裏の墓地の一角に、柵で囲まれて建っており、「総墓」と呼ばれている。これは文化12年(1815)秋に、府中天野屋仁左エ門が寄進したもので³⁹、その区画の中央には四角い壇が築かれ、その上に石塔が三基一列に立っている。一番前の低い石塔は書かれている文字が見えず、真ん中の石塔は「南無阿弥陀仏」(文化12年)、一番奥は「于時明治五^ニ歳 初秋中旬再営」の「宗祖讓歴代総廟」である。またこの壇に向かって右側には代々の上人達の墓が並んでいる。

② 墓苑

墓地は、御影堂・阿弥陀堂の裏手にある。

(5) 浄興寺(真宗浄興寺派)

新潟県上越市にある真宗浄興寺派の本山浄興寺では、茶毘に付された聖人の御頂骨が、遺命により「遺骨・法宝物の全て善性上人にあたえられ」と伝えられる。当時常陸国にあった浄興寺はもと稲田禅坊と呼ばれたが、聖人はこの寺におき『教行信証』を完成したと言われ、その時の歎びから禅坊を「歎喜踊躍山浄土真宗興行寺」、略して浄興寺と名付けたとされる。聖人が京都に帰った後、浄興寺は貞永元年（1232）に善性上人が継いだが、戦火などに遭って各地を転々とした後、慶長19年（1614）に現在地に移ったという。親鸞聖人の頂骨を安置する本廟は「親鸞聖人本廟」といわれ、リーフレットの「宗祖親鸞聖人御本廟 本山 浄興寺」と『歎喜踊躍山浄興寺』⁴⁰には寺宝とされる宗祖親鸞の頂骨が六角宝塔に入った写真が掲載されている。この宝塔は一般公開されず本廟に奉られているが、水晶に入った聖人の頂骨が収められているという。またこの寺は親鸞聖人が開き、その頂骨を護持していることから、本願寺3世の覚如上人以下、歴代門主の分骨も真鍮製の四角宝塔に納められている。さらにこの寺には、天正20年（1592）の「西本願寺からの分骨礼状」、万治3年（1660）の「東本願寺からの分骨礼状」、そして17世紀の「興正寺からの分骨礼状」と、聖人の頂骨を分けたことに対する東西両本願寺と興正寺の3カ寺からの礼状が残されている。

浄興寺の本山納骨は、「永代護持システム」によって行われており、ホームページの中で詳説される（<http://www.johkohji.com/defend/>）。このシステムでは遺骨は最終的に、親鸞聖人の遺骨を納めた「浄興寺本廟」に「総体納骨」という形で合葬される流れをとる。しかし、合葬に至るまでの時間の中、個性ある死者として護持できる道が複数設けられている。それが2種の「永代護持墓」であり、「個別納骨壇」である。

① 浄興寺本廟への納骨（合祀）

2種ある「永代護持墓」の1タイプとされる浄興寺本廟への納骨は、6年の歳月を費やして明治21年（1888）に完成した。親鸞聖人の頂骨に加え、覚如上人以後の本願寺歴代門主の分骨も安置されている本廟には、聖人の遺徳を慕って、約50万体的お骨が納骨されているという。ここへの納骨方式は、合葬である。

② 「永代護持墓（個別型・集合型）」への納骨

本堂裏手に設置された「永代護持墓」への納骨。この「永代護持墓」はさらに、個別型と集合型に分けられる。個別型へ納骨した遺骨は、原則的に30年の使用期間終了後に浄興寺本廟へ合葬される。しかし、個別型、集合型共に永代にわたる使用も可能である。墓の承継が困難な場合でも、「管理・供養のすべてを当寺が永代に渡り行います」とされる。

③ 「個別納骨壇」への納骨

浄興寺本堂内の御霊屋に設置してある、ロッカー式の納骨壇への納骨である。遺骨は個別化されており、最大33年までの契約期間終了後は本廟に納めるか、②の個別型もしくは集合型の「永代護持墓」の中に納めることになる。ただしこの場合も、そのまま永代にわたる使用も可能である。

こうしたシステムの利用者は、原則的に真宗浄興寺派の門徒であることが求められるが、他宗他派でも受け入れている。また「永代護持墓」の特徴を、各家庭に代わって寺が永代に渡り責任をもって維持、管理する点としており、納骨されている故人の法要として、毎年6月末には「酬恩会」が開催されている。

(6) 興正寺（真宗興正派）

興正寺の創建は鎌倉時代に遡り、最初は京都の山科に建立された。興正寺の寺号は、日本に仏教を広めた聖徳太子の「正しい法を興し榮えさす」という事績に因み名づけられたとされる。創建数年後に京都東山、渋谷の地に移転したが、その際、ご本尊が光を放ったとのことから後鳥羽天皇より佛光寺の寺号を賜り寺名を改めた。室町時代になると蓮如上人と歩みを共にした蓮教上人が佛光寺を弟に譲ったのち、山科近くに再び興正寺の寺号の寺を興した。その後は本願寺と歩調を合わせることとなり、度重なる移転に際しても常に行動を共にした。桃山時代に現在地に移転し江戸時代には西本願寺と深い関係があったが、明治9年（1876）に220余ヶ寺を率い、真宗興正寺派の名前で独立した一派の本山となっ

た。

① 霊山本廟

本山興正寺は明治9年（1876）に本願寺から別派独立した際、この地に廟堂を建てて親鸞聖人の遺骨を納め、本廟とすると同時に門末の納骨所とした。また興正派歴代の門主の墓地も、ここに設けられている。納骨は分骨に限られず、収める骨の分量により金額が異なる。一般の墓に納めるような大きなお骨を本廟に納める場合は、別途3万円と火葬許可証（埋葬許可証）が必要となる。合葬するため、一旦納骨した焼骨の返却には応じていない。

② 須弥壇への納骨

本堂のご本尊である阿弥陀を祀る足下の須弥壇内への納骨である。須弥壇の裏側に扉があり、そこから中に納骨する。この場合は合葬ではないため、納骨後のお骨との対面も可能である。ここへ納骨すると、毎朝の納骨の他、月命日及び春秋彼岸の永代経法要が受けられる。

③ 浄華堂への納骨

浄華堂は霊山本廟にある、昭和60年（1985）に建立された鉄筋4階建ての納骨堂である。浄華堂の納骨壇には、寺院単位と個人単位の別があり、後者の場合その大きさによって4種から選択可能である。小型納骨壇はアイボリーを基調にした金色の透かし飾りの付いた高さ33cm×幅34cm×奥行34cmの納骨壇で、参拝の際には共用の仏壇を用い、中型納骨壇は小型納骨壇の高さが倍の大きさで、これも共用の仏壇を用いて参拝する。また並型納骨壇と大型納骨壇は、共に高さ190cm×奥行40cmで、並型の幅は37cm、大型の幅は60cmとなり、上段が個別の仏壇、下段が遺骨を納める棚となる。

④ 墓地

当寺境内にある個人用の屋外墓を使用した納骨である。

(7) 錦織寺（真宗木辺派）

錦織寺は天安2年（858）、第3代天台座主円仁の指示により、近江国木部の地に御堂（天安堂）が建てられ、伝教大師最澄が刻んだという毘沙門天立像が安置されたことに起源をもつ。その後、嘉禎元年（1235）、親鸞聖人が関東から京都に還る途中、天安堂に逗留され、常陸国霞ヶ浦で感得した阿弥陀如来坐像を安置して真宗念仏の教えを説かれ、それを契機に真宗の湖東地方における拠点となった。現在の建物は元禄7年（1694）の火災後の再建である。大広間は宝永6年（1709）上棟の東山院御所「御盃之間」を移築したもので、襖絵は狩野永叔の筆になる。御影堂（ごえいどう）に安置されている本尊は、『教行信証』を完成された親鸞聖人の歓びの様子を描いた「満足の御影」と呼ばれる画像である。近隣には他に、「焼いたの河原（矢射田の蹟）」「藤塚」など聖人ゆかりの伝承地が残されている。

錦織寺における本山納骨は3種あるが、何れの方法でも「納骨申請書」の提出が求められ、「寺院住職（代表役員）」の氏名押印が住職と相談して決定の上、所属寺院を通じて申し込むことになる。納骨をする時期には地域性が見られるが、忌み明けの四十九日以降に墓地へ納めるものとされる。

① 墓苑

錦織寺の場合、表門から境内に入ると正面に御影堂、その右に阿弥陀堂が位置する伽藍配置となっており、墓苑はその背後に広がっている。墓苑は1区画（150cm四方）を単位として利用特別懇志（60万円）を納めることで利用可能。利用者は真宗木辺派の同行者を主とするが、真宗門徒であればおおむね可としている。法要を行う際には本山への届出が必要で、木辺派のやり方で執行することになる。墓地を返還した場合、遺骨は御廟に納骨される。

② 紫香殿納骨堂

昭和45年（1970）から募集しており、利用希望者は本山で所定の用紙に必要事項を記入し、冥加金（50万円）を添えて申し込む。遺骨は納骨堂内の納骨壇に数年～数10年安置され、その後合祀永代供養墓にて永代に渡って供養される。納骨堂の中には末寺や組単位の納骨壇に加え、個別納骨壇も設置されている。

③御廟納骨（総墓）永代の納骨

御廟は阿弥陀堂の東側にある天安堂の後ろ、墓地の南東部分に位置する。前面と左右を堀に囲まれ石橋を渡った先の建物が、親鸞聖人・歴代住職そして門徒の納骨所の御廟である。木辺派では御廟のことを「総墓」とも呼び、ここへの納骨こそが「真宗の伝統的な納骨方法」であるとする。その意味について「古来より真宗では俱会一处（ともに一つところで会う）という考えから、親鸞聖人の御廟へ骨灰の全てを納める方法があります。また、全てではなく一部を納骨する方法もあります」と言われる。ここには親鸞聖人の歯が納められていると言われ、ここへの納骨は合葬形式である。

(8) 佛光寺（真宗佛光寺派）

越後流罪にあった親鸞聖人が、御赦免の翌年建暦2年（1212）に帰洛された際、山科の地に草庵を結ばれたのが佛光寺の草創と言われる。当初、真宗開闢の根本道場を意味して「興隆正法寺」と号したが、了源上人の時代に後醍醐天皇より「阿弥陀仏光寺」の寺号を賜る。寺基は山科の地から今比叡汗谷へ移転し、その後豊臣秀吉の懇請により現在地に移転した。真宗佛光寺派では京都市東山区粟田口鍛冶町14に「佛光寺本廟」を設け、門信徒のため、多様化する納骨埋葬に応えた施設を提供している。ちなみに、「佛光寺本廟」とは「宗祖親鸞聖人御真骨を安置する廟所であり、佛光寺派門信徒の崇敬区域であって、宗祖を慕う門信徒の墓域」（「佛光寺本廟光寿堂設置並びに管理に関する規則」第一条による）と規定される。2019年3月現在、佛光寺本廟には以下の4種の納骨施設が設置されている。

①親鸞上人廟所（廟所納骨）

御廟は「おたまや」とも言われ、足利尊氏寄進の舍利容器に納められ地下に埋葬されている親鸞聖人の真骨を安置する堂宇で、ここに門徒の遺骨を納骨することを「廟所納骨」「須弥壇納骨」と言う。「須弥壇納骨では縦9.5cm横8.0cmの木箱に入るだけの『分骨』しかお預りできません」と申請書にあるように、分骨のみの受付である。平成28年度には、西日本からのみ114件の納骨が受け入れられたが、福井教区(33%)滋賀北教区(20%)本山・本廟・山科(15%)滋賀南教区(10%)大阪教区(6%)であった。

②墓地

本廟には本堂前に旧墓地、本堂裏に新墓地がある。新墓地は斜面にあるので、小型モノレールがある。区画は60cm四方と90cm四方の二種、3100区画ある。平成28年度の墓地納骨は93件で、本山・本廟・山科(39%)、京都教区(31%)、滋賀南教区(19%)など京都近隣からの納骨が多い。

③合葬墓(永代経付総骨合葬墓納骨)

これは旧墓地の敷地内に2基設けられている合葬墓であるが、使用中なのは1基だけである。形はどちらも同一で、底辺が正方形の高さ70~80cmほどの台座の中央に、四方に「南無阿弥陀仏」と書かれた円柱が置かれ、その文字の書かれた前にそれぞれ香炉と花立てが乗っている。使用中の合葬墓には、台座の二面にそれぞれ二段で「合葬墓御法名」が書かれており、その総数は102(2019年3月27日現在)であった。未使用の合葬墓では、香炉と花立ては対称的に2ヶ所のみ置かれている。

④光寿堂

屋上に瓦のかかる鉄筋4階建ての光寿堂は、平成5年(1993)に落慶した。4階が大型壇(90cm×45cm×200cm)、2、3階は普通壇(45cm×45cm×200cm)で、これらは上部が仏壇、下部が分骨に対応した納骨所となっており、「新納骨所」と呼ばれる地下2階は28cm×26cm×27.4cmで、大きな骨壺の総骨にも対応できるロッカー形式になっており、全部で1500の納骨壇が設けられている。ちなみに平成28年度の光寿堂への納骨は118件で、滋賀南教区(42%)、滋賀北教区(17%)、大阪教区(8%)、本山・本廟・山科(8%)、香川組(7%)、三重組(6%)で、関西のみならず北陸や新潟からも行われている。光寿堂の納骨所の使用規定によれば、新納骨所の使用要項第3条によれば、「使用者は宗旨宗派を問わない」とあって使用するに当たって宗旨宗派は問われないが、納骨方法などについては本廟職員が担当することが求められている。またその使用期間は契約日より30

年間と永代維持の二種あり、前者を選択の場合再度契約をしなければ、納骨所に個別に安置されている遺骨は、上記した「③合葬墓」に合葬されることになる。

5.4.3 親鸞聖人の遺骨のない浄土真宗寺院の本山納骨

親鸞聖人の遺骨は、浄土真宗系本山の全てにおいて保持されているわけではない。以下では、本山でありながら聖人の遺骨をもたない寺院の本山納骨の実態について、「真宗十派」と言われる浄土真宗系教団に所属する三派の事例を見ることにしたい。かかる事例からは、これまで述べてきた親鸞聖人の遺骨に対する意味づけが逆照射されるものと思われる。

(1) 毫撰寺（真宗出雲路派）

天福元年（1233）、親鸞聖人が京都上賀茂と下鴨の間にある出雲路に一字を草創され、長男善鸞上人（2代）に付与された。その後、覚如上人の末子善入上人を第3代の住持に迎えて今出川に毫撰寺を建立した。その子の第4代善智上人は請われて越前証誠寺の住持を兼ねていたが、応仁の乱の兵火で京都の毫撰寺が灰燼に帰したため、第5代善幸上人は暦応元年（1338）に越前山元庄（現鯖江市水落）に下向して証誠寺に寄寓した。第8代の善鎮上人は山元庄に毫撰寺を再興するが、文明14年（1482）、多数の門末を引き連れて本願寺の蓮如上人に合流して山科に去ったため、寺勢は衰えることとなった。天正3年（1575）、第11代の善秀上人のとき、織田信長軍と一向一揆勢の戦いに巻き込まれて堂宇が焼失し、毫撰寺は横越庄にあった証誠寺に再び留錫したが、ほどなく証誠寺との間に争いがおき、証誠寺との間の本末関係は終わりを告げる。同上人には法嗣がなかったので柳原家より迎え、第12世善照上人が法灯を継いだ。善照上人は慶長元年（1596）、以前から聖徳太子堂があり、豊臣秀吉から除地朱印を受けていた、現在地の福井・味真野地区清水頭に寺基を定め、越前各地で強力に教化を推し進めると共に、毫撰寺再興に尽くしたことから中興の祖とされている。

出雲路派の門徒は、亡くなった肉親の骨を、イエの墓・願い寺（菩提寺）・本山の3ヶ所に収めることが一般的とされ。この寺の「本山納骨」は2段階で行われており、まずは、御門主・新門様の親修のもと、遺骨は一旦は阿弥陀堂の本尊阿弥陀如来の須弥壇下に安置され、3月と9月の第3日曜日の半年に一度開催される「総永代供養会」の終了後に納骨堂の中へ納骨する。納骨堂は、宗祖親鸞聖人750回報恩大遠忌を記念して、阿弥陀堂隣に移転し、旧堂の様式を踏襲した形に建立された。石塔部にはスリランカより奉呈された仏舎利を収め、内部には御門主による「俱会一处」の文字が刻まれ、旧堂で祀っていた彩色の阿弥陀仏像が遷座されている。「本山納骨」の意味については、親鸞聖人やご本山の各代善知識と「俱（とも）に一处に会う」ことにあるとされ、亡き人を偲びつつ、法義の中心である本山で聞法・研修することに意義があるとされている。

(2) 上野山誠照寺（真宗誠照寺派）

承元元年（1207）親鸞聖人が越後へ配流された際、越前上野ヶ原の豪族であった波多野景之の別荘に輿を留めて滞在し、弥陀本願の要法を説かれたことが誠照寺の起源である。景之はこれを契機に法名を空前とし、この地を「車の道場」と称して聞法の間とした。親鸞聖人の第五子の道性を招請し、その息男の如覚上人の時代にこの地が狭隘となったので、景之の寄進により元応3年（1321）現在地に移転した。道性・如覚両上人の時代に隆盛を極め、越前はもとより加賀・能登・越後・美濃へと広まり、永享9年（1437）、第7代秀応上人の時代に後花園天皇より「誠照寺」の寺号を賜る。その後、一向一揆の際に豊臣秀吉の兵火により一時衰微したが、第15代秀誠上人により一躍再興された。

現在、誠照寺において見られる「本山納骨」には、2種ある。

①無碍光堂（永代供養堂）

四足門（大門）を入ると正面に御影堂が建つが、その右手奥に建つコンクリート造りの建物が室内型の納骨堂（屋内墓）の「無碍光堂」である。堂内正面の中央には阿弥陀如来の木像が安置され、左右両側の壁中央にはそれぞれ阿弥陀如来の三幅対がかけられて

いる。納骨壇は正面・中央・壁側に設けられ、9:00 から 17:00 の間、年中お詣りすることが可能である。

②本山墓所

阿弥陀堂の裏手に広がる墓地中央に、「御本廟」と書かれた納骨堂が位置しており、これを囲む形に歴代上人や門徒方、一般方の墓所が広がっている。

(3) 鹿苑山専照寺（真宗三門徒派⁴¹）

正応3年（1290）、如導上人が仏法興隆のため、現在の福井市大町の地に一字を建立し、寺号を専修寺と称したところからこの寺は始まる。如導上人の滅後、道性上人が現在の横越に、如覚上人が鯖江の地にそれぞれ一派を立て、4代の浄一上人が中野の地に一字を建立して専照寺と改称したのが起源という。「中野本山」という地元で親しまれている名称も、専照寺が中野の地に在したことに起因している。横越の證誠寺・鯖江の誠照寺・中野の専照寺が鼎立して教勢を張っていたことから、世の人々はこれを三門徒衆と称したとされる。専照寺が現在地に移ったのは享保9年（1724）だが、天保8年（1837）に大火により御本堂や御影堂をはじめ全建物が全焼した。その後、再建されたが、堂塔伽藍は昭和23年（1948）の福井大地震で御影堂を残し、御本堂などが倒壊した。その後、宗門一丸となつての努力により再建され、平成19年（2007）末に全堂の復興工事が完了した。

専照寺には本山総墓と墓地とがあつて、三門徒派における「本山納骨」は、「本山総墓」に対して行われる。本山納骨というのは、まずは阿弥陀堂に安置されていたお骨を、毎年8月11日の開基如導聖人の命日に行われる法会「お寄り会法要」の際に、本山境内にある総墓へと納骨する法要である。阿弥陀堂裏の墓地の中に位置する「俱會一處」と書かれた総墓は、大正15年（1926）8月に建立されたものである。なお、この総墓がある墓地は、専照寺の檀家の墓地として使われている。

5.4.4 浄土真宗の本山納骨が胎む今後の問題

浄土真宗系教団において盛んに見られる「本山納骨」の端緒は、必ずしも明確では無い。『考信録』によるなら、「大谷へ諸門侶ノ遺骨ヲ蔵ムルコトハ信解宗主ノ世ヨリト申伝ヘタリソノ以前ハ多ク高野へ蔵メシ事ナリシゾト」（巻之五）あり、信解宗主、即ち14代の寂如上人（1651-1725）の時代から始まったと伝える。『大谷本願寺通紀』巻第九では「寛文元年二月許京九条西光寺築塚、爾来宗徒墓塔逐年弥増」として、寛文元年（1661）年のこととする。それ以前は高野山に納骨していたとのことであるが、五来重は、高野山への納骨信仰が真宗門徒による大谷本廟への納骨として行われるようになったのは、江戸中期以降のこととしている⁴²。とはいえ、大谷本廟に納骨習俗が定着するようになった直接の契機については、未だ明らかでは無い。

このような問題を考える際、筆者が知りたい最大の問題は、＜真宗門徒がなぜ火葬習俗を取り入れたのか＞である。『叢林集』には「当流ハ皆火葬ニテ拾骨ヲ御本廟ニ許入レ」とあるが、しかし、こうした習俗がある理由に関して書かれた文献は、管見の及ぶ限り見つからない。またそもそも、「某^ニ閉眼セハ、加茂河ニイレテ魚ニアタフヘシト^ニ」(『改邪抄』巻一)として、親鸞上人は「喪葬ヲ一大事トスベキニアラズ」ことを説いたと本書を撰述した覚如上人は述べていたのであるが、ではなぜ聖人のご遺体を茶毘に付したのか、また＜その遺骨を御廟になんのために祀ることとしたのか＞の根拠も明らかではない。今後こうした問題については、さらにさまざまな観点からの検証が必要である。

以上、「真宗十派」の各本山と及び真宗浄興寺派の本山浄興寺における「本山納骨」の現行の観察記録をまとめた。そこにおける「本山納骨」の実態を整理して見てくる中、以前までの納骨では「分骨」を納骨するのが普通であった「本山納骨」の慣行が、近年「全骨」「総骨」「胴骨」などと言った言い方で、茶毘に付された全身のお骨の納骨受入を可能とする道が新たに設定される傾向にあることが把握されたことは、大変大きな収穫であった。故人のお骨の全てを「本山納骨」で受け付けてもらえると言うことは、死者を火葬にした後、必ずしも墓を造らなくても良いことになるからである。本稿では、現在のわが国の墓問題において＜墓の維持管理の永続性＞と＜墓に入っている死者の魂の救済の永続性＞の

保障が、現代の「永代供養墓」に求められる要であるという観点から「本山納骨」を見て来たが、本山における全骨納骨の道の確保は、これらの永続性の確保を見事に保障する仕組みが実現できていることが明らかになった。

また特に浄土真宗本願寺派や真宗大谷派のような大規模な教団では、本山における納骨を受け入れているのみならず、前者では築地本願寺、後者では通称「南御堂」と呼ばれる大阪の難波別院などをはじめとする、地方本山とも言うべき各地の別院などにおいても納骨を受け入れる動きが活発化している。こうした動向においてみられる別院への納骨は、それまで「本山納骨」する際に距離的不便さを感じていた人々にとって、「本山納骨」が近場で実現されるという、新たな「地方本山納骨」ともいうべきシステムが設置されたという解釈をすることも可能となり、とりわけ大都市圏に集住している宗教浮動人口から歓迎されているものと考えられる。現段階の「本山納骨」では、多くはお手継ぎの寺院からのお墨付きをもって本山で受け入れると言った手順を踏んでいるが、都市在住の宗教浮動人口の中には、身近にお手継ぎの寺院をもたないばかりか、そうした寺院を飛び越えて本山や地方本山に直接納骨することを希望する場合も増えてくることと思われる。

とは言えこうした選択が一方で進む中、消滅可能性都市に位置するお手継ぎの寺の消滅も他方で問題となっている。つまり消滅可能性都市に菩提寺をもつ人々の中には、今後その寺の墓地を利用していくことに不安をもつ人々も多くなっているのである。実際、菩提寺が消滅するような時代になると、まず最初は消滅する寺と同じ組に所属する寺院などが兼務して、消滅した寺院の檀家に対する対応をしていくこととなるのであろう。しかしそうした寺院消滅の動きがさらに進むことになると、組自体の消滅や改編も起こる可能性が出てくるわけで、このような流れを予測する人々の中には、ますます地方の菩提寺への納骨に不安をもつケースが増えるものと思われる。

今後のシミュレーションはいろいろに考えられるが、納骨を巡る仏教寺院組織内の対応の仕方如何では、「本山栄えて末寺滅びる」といった流れが助長されることも推察される。こうしたことが現実になった場合、さらに次の段階になれば本山にとって大きな死活問題を引き起こすことは必至である。今後の「本山納骨」慣行の展開に対しては、それが諸刃の刃の側面を持っているという危険性を十分に理解した上で、運営していかなければならないであろう。

6. おわりに

本稿においては、現在既に社会に定着し、現実には多くの人々が利用している「永代供養墓」について取り上げてきた。そこではまず、この用語の概念の洗い出しを行うと共に、この語が生まれ、展開してきた歴史や現在普及している形態などについて、実地調査と文献調査を中心に、さらにはインターネットでの検索結果なども加えてその把握を試みってきた。その結果明らかになってきたことを列挙するなら、以下のようになる。

- (1) 「永代供養墓」は、未来永劫、墓で祀られている死者が無縁とならないための方策を模索する中から生まれてきたさまざまなシステムを総称した名称である。そうしたシステムを採用する背後には、意識されているか否かは別にして、死後に不祠となることへの怖れが底流している。
- (2) こうした動向が開始された直接的契機としては、近年までの日本において主流を占めてきた「子孫が先祖を祀る」というイエ制度に基づく墓制が立ち行かなくなってきた事実があり、そうした状況打開のため、各地で新たなシステムがさまざまに構想され実施されてきた。
- (3) それぞれの現場で個別の名称はあったにしても、それら個々のシステム全体を「永代供養墓」の語で総称するようになったのは、その動向が顕著になってきた1990年代以降のことである。
- (4) 新聞・雑誌や研究書などに登場した「永代供養墓」の定義の仕方を参考に、この語の含意する意味内容を考察してみると、その最小定義は「墓地経営者の責任のもと、その

管理と『死者』吊いの永続性が担保された墓」とまとめることができ、＜墓の管理の永続性＞と＜死者の吊いの永続性＞が共に担保されることが成立の条件となることが明らかになった。

- (5) 「永代供養」の語が以前から仏教語として用いられてきた背景があることから、多くの「永代供養墓」は仏教寺院の管理下に運営されているが、仏教以外の神道などの宗教団体、さらには行政などが運営しているものもみられる。
- (6) 「永代供養墓」の誕生理由には、それぞれの現場の個別事情が反映されており、この語で一括されて整理されていても、その実態に関しては異同幅が大きくみられる。とりわけ使用資格や経費支払い原則、納骨の方法などには多様性が確認され、その点の認識の違いに起因するズレがきっかけとなって問題も生じている。
- (7) 旧来の墓制が完全に消滅するとは思えないが、大幅に減少せざるを得ないことは、声高に「終活」が叫ばれ、「墓じまい」が進む昨今の動きを見ると容易に予想される。そうした時の選択肢の1つとして、「永代供養墓」は今後も広く採用されていくことが予想される。かかる動きが進展していくなら、イエ意識に根ざしていた従来までの世代を超えた「先祖」を中心とした＜死者-生者関係＞は徐々に衰退していくのに対し、この世で現実に触れあうことの出来た対面経験のある死者と間の＜死者-生者関係＞が今後普及して拡大していくものと思われる。

謝辞：本研究では、冠婚葬祭総合研究所から頂いた研究資金のもと、全国各地への調査や資料整理の実施が実現できた。末尾ではあるが、この間のご支援に対し、心より感謝申し上げます。

-
- 1 1898年に施行された明治民法においては、「系譜、祭具及ヒ墳墓ノ所有権ハ家督相続ノ特権ニ属ス」（第987条）と規定されていた。ここで言う「家督相続ノ特権」とは、戸主の地位を承継する者が当然に承継することを意味しており、このことにより家督相続人以外の者が墳墓を承継することは許されないこととなる。
 - 2 1874年以降の『讀賣新聞』の記事を検索出来る「ヨミダス歴史館」を使用。
 - 3 1879年以降の『朝日新聞』の記事を検索出来る「聞蔵Ⅱビジュアル」を使用。
 - 4 1872年以降の『毎日新聞』の記事を検索出来る「毎索（マイサク）」を使用。ここでは、いわゆる「死後離婚」の増加の背後に、イエの括りと無関係な「永代供養墓」という墓の存在が指摘されている。
 - 5 1991年に創刊された葬儀関連雑誌の『Sogi』は、2016年8月刊行の通巻154・155合併号をもって廃刊した。
 - 6 『日本国語大辞典 第二版』第二巻、小学館、2001年。1774年に築地別院の玄智景耀がまとめた『考信録』に「今時永代経と称して、檀越より若干の錢財を出すれば、僧侶これを常住に納めて、忌日事に読経すること」とあって、この語が一八世紀後半には既に成立していた檀家と檀那寺の僧侶との関係で使われる用語であったことがわかる。
 - 7 森謙二によると、こうした動向に対するネーミングの件で以下のような経緯があったとされる。「1998年、この形態の墓が登場した際、今後どのように呼ぶか、厚生省で私的な話し合いで話題になった。もともと永代供養は延暦寺霊園に設置された跡継のない個人・夫婦のために設けられた個人墓・夫婦墓に対して用いられたことばであるため、『永代供養墓』という表現は仏教色が強く、意味する内容も不明であると意見が出された、『合葬墓』という表現も考えられたが、個人墓以外はどれもが誰かと合葬されているのであり、合葬式共同墓ということばに落ち着いた。……合葬式共同墓（地）とは、不特定多数の他人の焼骨を預かり共同で焼骨を埋蔵あるいは収蔵する施設ある

- いは埋蔵地（墓地）である。……このように定義をすれば、現在まで永代供養墓といわれている合葬式共同墓も、墓地の区画のなかで樹木葬と呼ばれている合葬式墓地も、いっしょに定義できると思う。合葬式共同墓地というのは、墓地の一定区画を樹木葬などと称して『他人の焼骨』を預かっている墓地のことである。……ここで重要なのは、①不特定多数の他人の焼骨を委託されて有償で預かること、②その焼骨を共同の施設あるいは墓地に埋蔵あるいは収蔵することである。』[森謙二『墓と葬送のゆくえ』吉川弘文館、2014年、pp.164-168]
- 8 1930年の資料は後述する細野雲外『不滅の墳墓』巖松堂書店、1932年の口絵、及びpp.466-476。1984年に関しては森謙二「総墓の諸形態と祖先祭祀」『国立歴史民俗博物館報告』第41集、1992年、p.279参照。
 - 9 細野雲外『不滅の墳墓』巖松堂書店、1932年、pp.466-476。
 - 10 「日蓮聖人を末法人類のただ一人の救主<閻浮一聖>としてあがめ、聖人のみ教えを正しく信行し、立正安国の願業達成をめざして精進している<在家仏教>の教団」国柱会本部編『国柱会入門』真世界社、pp.26-7（出版年不詳）。
 - 11 田中香浦監修『国柱会百年史』国柱会、1984年、pp.70-85、および『国柱会入門』、p.36。
 - 12 以下の引用は、二日後に妙宗大霊廟落成を控えた1928年4月13日、『天業民報』の一面に掲載された「日本の墓地問題と国柱会大霊廟」の見出しの記事で、倫理問題・風俗問題そして土地問題の視点から当時の日本の墓地問題を論じている。これは智學が妙宗大霊廟の「創建の趣意」としてあげた「精神の問題としての倫理観念、風俗の問題としての祭祀励行、土地の問題としての面積問題」に即した整理である。
 - 13 「妙宗大霊廟の建設-恩師田中智學先生のお話より-」『真世界』通巻6349号、2018年、p.5：田中智學「妙宗大霊廟の建設」『師子王全集談叢篇』（九）の字体を新字体に改めたもの。
 - 14 『国柱会入門』、pp.104-105。本書は、国柱会会員が知っておくべき教えや規定などがまとめられた新書版の基本図書である。
 - 15 「妙宗大霊廟の建設-恩師田中智學先生のお話より-」『真世界』通巻6349号、pp.5-6。
 - 16 『国柱会百年史』、p.176。しかし同書の「国柱会百年史年表」では、この日に「会員請願の霊骨納鎮式」（同書、p.290）とあって、「妙宗大霊廟」の語は使っていない。
 - 17 現在妙宗大霊廟の立つ一之江については、「ことに少年時代約十ヶ年をここに生活したといふ縁故もあって、何となく親しみがあるので、自分が死んだら墓はここに建てようといふことを前から考へて居った」（「妙宗大霊廟の建設-恩師田中智學先生のお話より-」『真世界』通巻6349号、p.4）とある。
 - 18 田中暉丘監修『妙宗大霊廟』国柱会、1998年、p.73。
 - 19 「妙宗大霊廟の建設-恩師田中智學先生のお話より-」『真世界』通巻6349号、p.5。
 - 20 『妙宗大霊廟』、p.34。写真の説明には「昭和二年春、その縁由を講演される先生」とあるが、これは1927年5月12日の伊豆法難会に際し、国柱会館で「国柱会霊廟公許について」の題下に行った特別講演のことと思われる（『国柱会百年史』、p.298）。
 - 21 『国柱会百年史』では、「東京都霊園課の統計によれば、わずか30年間で既設の墓の3割が、空しく無縁墓になってしまう」と指摘し、家族単位の墓では「永遠の祭りを願ってもその保障はどこにもない」と述べている（『国柱会百年史』、p.177）。
 - 22 『天業民報』1928年4月13日。
 - 23 『妙宗大霊廟』、p.75。
 - 24 19と同じ。
 - 25 田中壮谷「巻頭言 妙宗大霊廟創建九十周年慶讃法要ならびに記念式典を成満して」『真世界』通巻6349号、2018年、pp.2-3。
 - 26 『国柱会百年史』、p.182。この点、『天業民報』1928年1月29日には「合安するものは『全骨』『片骨』『髪爪』の他、恩師や友人知己など遺族でなくても法名や俗名を浄書すれば申請出来る『霊名』も可能」とある。現行の遺骨納鎮・遺形納鎮・霊妙納鎮・寿塔単納鎮の別は、最初期にはなかったものと思われる。
 - 27 『国柱会百年史』、p.182。

-
- 28 土居浩「思想を善導する環境設計 細野雲外『不滅の墳墓』を読む」『国立歴史民俗博物館研究報告』169、2011年、p.304。『不滅の墳墓』に対する、これまでの研究者のスタンスについてはこの中で、土居が綺麗に腑分けしている。
 - 29 今回調査中、終戦後に大審院長から最高裁判所長官代行を務めた細野長良(1883～1950)の兄が、富山県士族で長盛と名乗っていることが明らかになった(『人事興信録』データベース：<http://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/who/docs/who8-19762>による)。雲外と同一人物であるか否かの確認が課題となる。なお本書奥書にある住所は、緒言最後の「濤聲松籟に起臥する 阪神香櫨園濱の茅舎にて」の茅舎を指していると思われ、堀江謙一が太平洋ひとりぼっちに出発した西宮マリーナのすぐ近く、御前ノ浜に位置している。
 - 30 土居は「21」の中で、「本名は細野長盛らしいこと、刊行時(『不滅の墳墓』の：引用者注)には西宮在住だったらしいこと」を指摘しているが、雲外の著書とされる『斯君斯民』の著者も細野長盛と言われることから、本名は土居の指摘通りと思われる。
 - 31 「緒言の1頁」を示す。以下、『不滅の墳墓』の本文に関しては、[]内に頁数の数値のみを記す。
 - 32 宅配便で送ることが出来ないものとして、多くの会社は有価証券やキャッシュカードなどの他、「遺骨、遺灰、仏壇」などを明記してあるが、ゆうパックにはこの文言が書かれていない。本節で扱う高岡市の大法寺住職の栗原老師は、遺骨の輸送方法を考える中この点に気づき、郵便局に確認の上で遺骨輸送をゆうパックで行うことを決めたという。
 - 33 ホームページの「大谷本廟紹介ビデオ」では昭和44年(1969)としている。
 - 34 この点については『大谷本願寺通紀』巻九にある「大谷廟墳」に詳しい。(『真宗史料集成』第1巻、同朋舎、p.501)
 - 35 『高田本山だより』第67号、2006年、p.8。
 - 36 『仏事のQ&A 高田のあれこれ』真宗高田派宗務院、2016年、p.105。
 - 37 文化庁『宗教年鑑 令和元年版』2019年。
 - 38 『真宗山元派本山證誠寺史』本山證誠寺、2007年、p.371。
 - 39 同、p.718。
 - 40 重要文化財浄興寺本堂保存修復事業委員会編『歓喜踊躍山浄興寺』、本山浄興寺、2004年、p.67。
 - 41 本稿で「真宗三門徒派」と記すこの宗派は、令和2年(2020年)11月29日をもって、その通称表記を『真宗讚門徒派』と変更した。
 - 42 五来重「墓の話」『日本人の死生観と葬墓制(五来重著作集 第3巻)』法蔵館、2008年、p.352。